
茨城県犯罪被害者等支援計画

【 2023 年(令和 5 年)度 ～ 2027 年(令和 9 年)度 】



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

2023 年（令和 5 年）3 月



目次

第1	茨城県犯罪被害者等支援計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の経緯・趣旨	1
2	計画の目標	2
3	計画の期間	3
4	意見の反映	3
5	進行管理	3
第2	県内情勢と犯罪被害者等を取り巻く現状	4
1	県内における犯罪の現状	4
(1)	県内における刑法犯の認知件数	4
(2)	県内における重要犯罪の認知件数	5
(3)	県内における交通事故の発生件数	6
2	各相談の受理状況	7
(1)	公益社団法人いばらき被害者支援センターにおける相談、支援等状況	7
(2)	性犯罪被害相談「勇気の電話」における相談受理状況	7
(3)	配偶者からの暴力に関する相談受理状況	8
(4)	児童虐待に関する相談対応状況	8
3	犯罪被害者等を取り巻く現状	9
(1)	犯罪被害を受けたことによる様々な問題や心身への影響	9
(2)	犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査	10
第3	犯罪被害者等支援施策の基本方針等	12
1	犯罪被害者等支援施策の基本方針	12
(1)	茨城県が目指す犯罪被害者等支援施策の基本方針	12
(2)	今後、求められる犯罪被害者等支援	12
(3)	推進体制	13
2	犯罪被害者等支援における4つの重点テーマ	14
3	目標達成のための指標	16
第4	具体的施策	17
	具体的施策に対する考え方	17
	重点テーマ① 支援等のための体制整備	18
	相談、情報の提供等	18
	人材の育成	22
	民間支援団体に対する支援	23
	重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止	24
	心身に受けた影響からの回復	24
	安全の確保	27

重点テーマ③ 損害回復・経済的支援	28
居住の安定等	28
雇用の安定等	29
経済的負担の軽減	29
重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成	30
県民の理解の増進	30
第5 性暴力被害の特性に応じた支援	33
1 性暴力被害者の特徴	33
2 性暴力被害の特性に応じた支援の重要性	33
3 性暴力被害者支援の現状	34
(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談、支援等件数	34
(2) 犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査（性暴力被害者支援）	34
4 性暴力被害者支援における課題	35
5 性暴力被害者支援の取組の方向性	35
6 性暴力被害の特性に応じた支援施策	36
総合的な相談体制の整備等	36
性暴力の根絶に資する総合的な教育等	39
性暴力の根絶に関する広報啓発等	40
性暴力加害者から性暴力被害者を隔離するため必要がある場合における安全な居住の確保	40
資料編	41
1 犯罪被害者等基本法	42
2 茨城県犯罪被害者等支援条例	48
3 茨城県性暴力の根絶を目指す条例	52
4 茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱	59
5 茨城県犯罪被害者等支援計画掲載施策一覧	62
6 茨城県犯罪被害者等支援計画用語集	66

第1 茨城県犯罪被害者等支援計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯・趣旨

- (1) 犯罪被害に遭った方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされる、家族を失うといった直接的な被害だけでなく、心身の不調等の精神的・身体的な問題、医療費等の負担による経済的な問題、さらには、周囲の人の無理解や配慮に欠けた言動等による「二次的被害」にも苦しめられることがあります。
- (2) このような状況において、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障され、個々の事情に応じて適切に途切れることなく支援を受けられるとともに、県民や事業者など、周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を正しく理解し、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが必要不可欠です。

茨城県内における刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、犯罪被害者等は、依然として厳しい状況に置かれており、こうした現状を踏まえ、犯罪等により受けた被害を回復又は軽減していくとともに、犯罪被害者を生み出さない社会を実現するため、県による取組をより一層、充実させていくことが求められています。
- (3) 平成16年に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）が制定され、これに基づいて翌年、国が犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。国の基本計画は、現在、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年度から令和7年度まで）が示されています。

茨城県においては、令和4年3月に「茨城県犯罪被害者等支援条例」（令和4年茨城県条例第20号。以下「条例」という。）が制定され、条例第8条の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、茨城県の犯罪被害者等支援施策の現状、犯罪被害者等支援の基本方針及び具体的施策を示す「茨城県犯罪被害者等支援計画」（以下「支援計画」という。）を策定しました。
- (4) 本計画では、令和4年11月に制定された「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」（令和4年茨城県条例第43号）第6条の規定に基づき、性暴力による被害の特性に応じた具体的施策について示しています。また、未然防止の観点から、性暴力の根絶に資する総合的な教育についても示しています。

犯罪被害者等基本法

第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

茨城県犯罪被害者等支援条例

第8条（支援計画）

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方
- (2) 次条から第17条までに規定する施策その他犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

茨城県性暴力の根絶を目指す条例

第6条（性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等）

県は、茨城県犯罪被害者等支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする。

2 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第8条第1項の支援計画の策定に当たっては、性暴力による被害の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

3 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第11条に定める施策を講ずるに当たっては、特に性暴力をした者から性暴力により被害を受けた者を隔離するため必要があると認める場合において、当該被害を受けた者の居所に関する個人情報の保護について十分配慮するとともに、必要と認められる期間における安全な居住の確保に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 計画の目標

県・警察・民間支援団体・事業者・県民が連携し、それぞれが犯罪被害者等の抱える問題やニーズに応える支援や環境づくりを行い、また、犯罪被害者等が一日も早く再び平穏な生活を取り戻せるよう各種施策を推進し、県民の誰もが安心して暮らすことができる社会の実現、さらには、各種施策を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況について、県民の理解を深めるとともに、犯罪を未然に防止する意識を醸成し、犯罪被害者を生み出さない社会づくりを目指していきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。

ただし、計画期間内であっても、国の犯罪被害者等支援の動向、犯罪被害者等のニーズ及び犯罪被害者等を取り巻く状況の変化などに合わせ、必要に応じて見直すこととします。

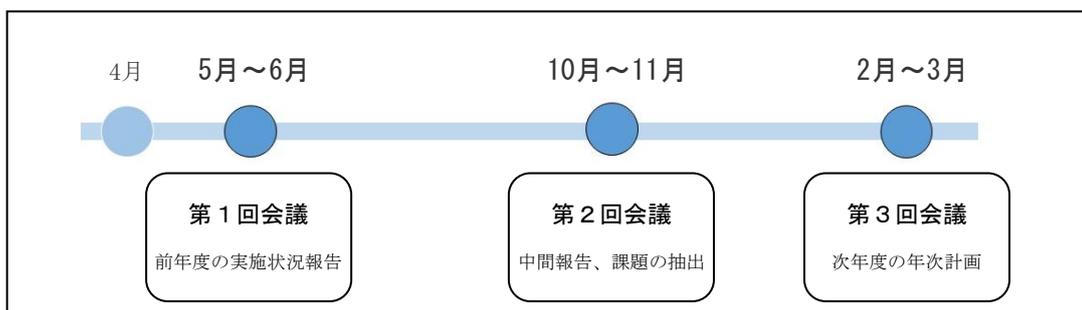
4 意見の反映

計画の策定及び変更の際は、条例第8条第3項及び第5項に基づき、県民の意見を反映させるためにパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を取り入れて、策定及び変更を行います。

5 進行管理

毎年度、本計画に基づき実施した犯罪被害者等支援施策の取組状況を取りまとめ、進捗状況の点検、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会による検証、必要に応じた取組の見直しを行います。

〈進行管理のイメージ〉 ※ 年3回の会議



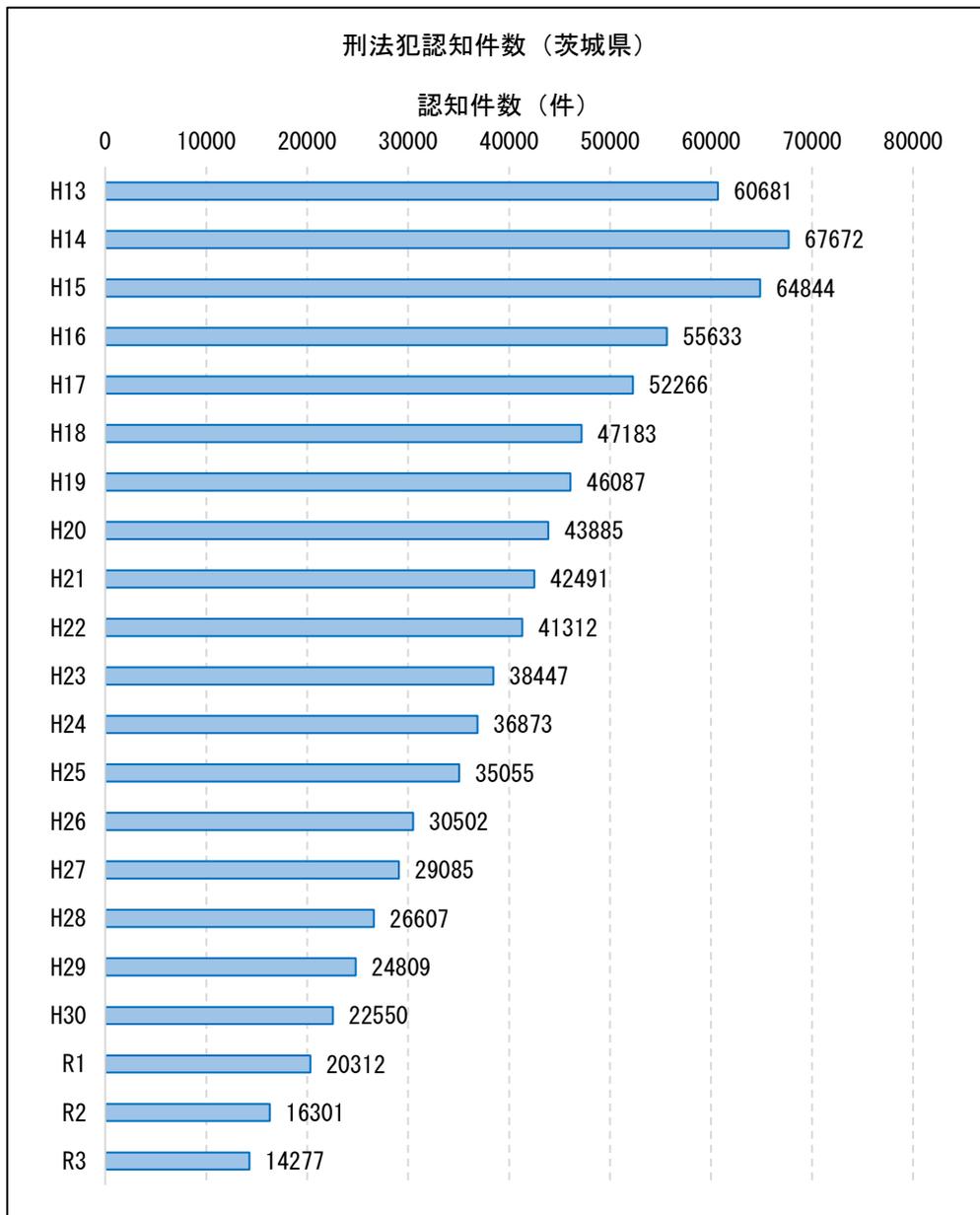
第2 県内情勢と犯罪被害者等を取り巻く現状

1 県内における犯罪の現状

(1) 県内における刑法犯の認知件数

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年以降は減少に転じ、令和3年は、約56万8,000件となっています。

県内における刑法犯の認知件数も、平成14年の6万7,672件をピークに19年連続で減少し続け、令和3年は1万4,277件となっています。

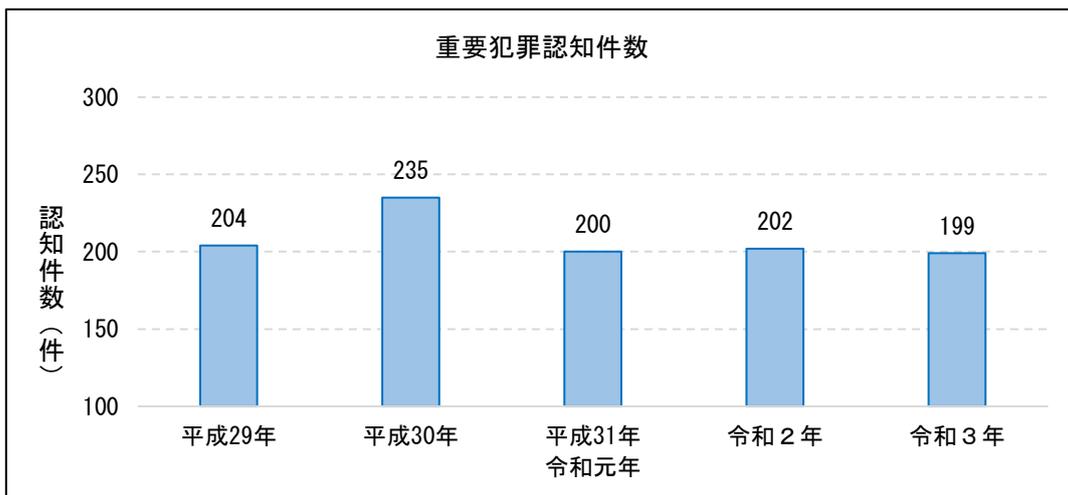


（茨城県警察の統計資料に基づき作成）

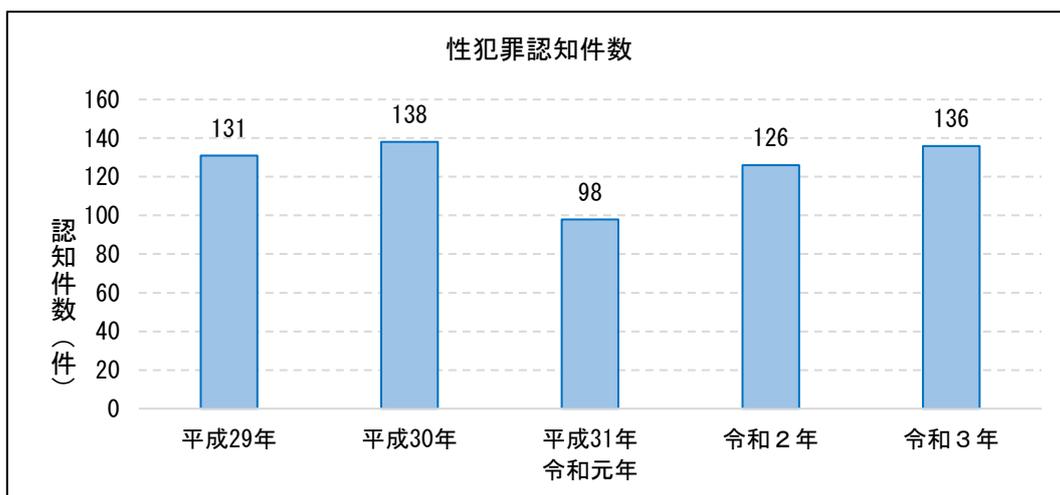
(2) 県内における重要犯罪の認知件数

県内における重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつ）の認知件数は、ここ数年は概ね 200 件前後を推移しています。

重要犯罪のうち、性犯罪（強制性交等及び強制わいせつ）については、増減を繰り返し、令和3年は 136 件となっています。



(茨城県警察の統計資料に基づき作成)

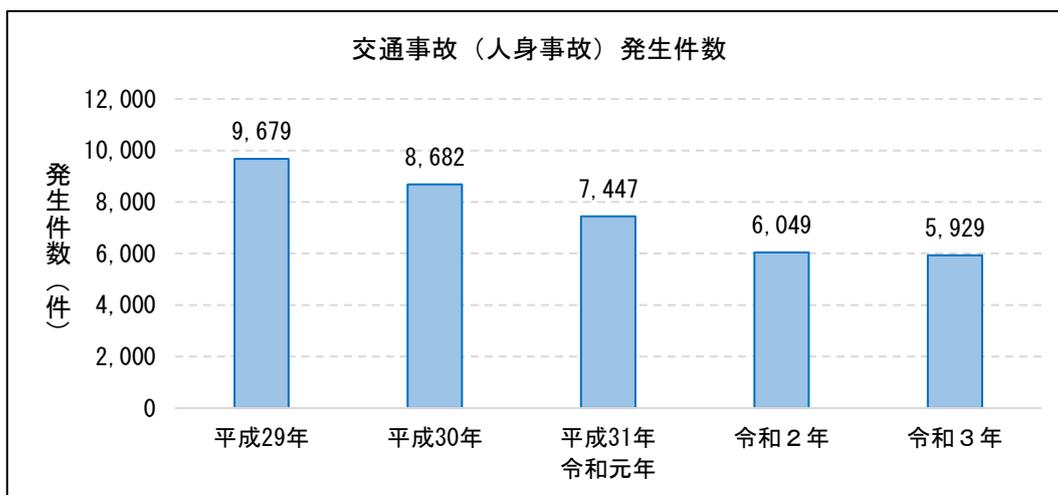


(茨城県警察の統計資料に基づき作成)

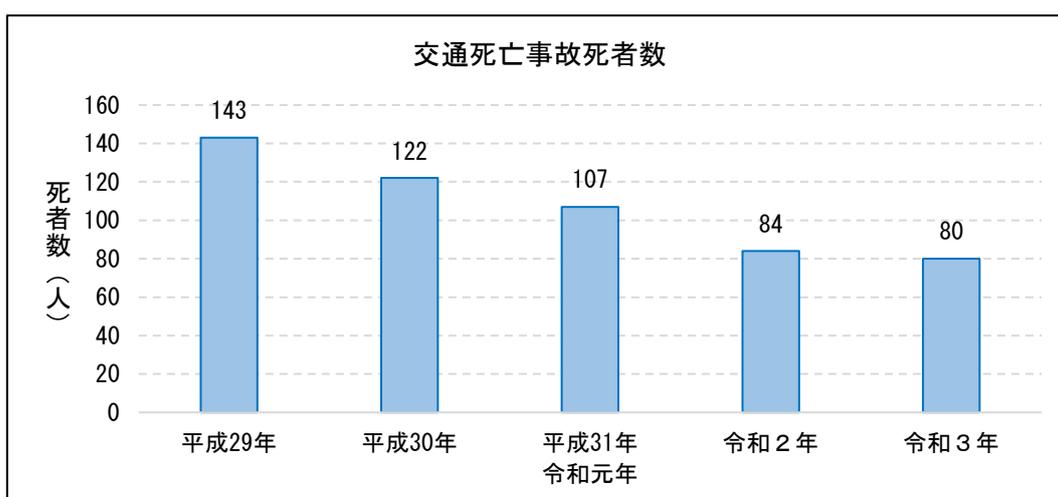
(3) 県内における交通事故の発生件数

県内における交通事故（人身事故：当事者が負傷した事故）の発生件数は、年々減少傾向にあり、令和3年は5,929件となっています。

また、交通事故による死者数については、平成22年は205人と全国ワースト5位でしたが、年々減少し、令和3年中は80人、全国ワースト11位となりました。交通事故による死者数については、減少しておりますが、全国的に見ると、依然として発生が多い状況にあります。



(茨城県警察の統計資料に基づき作成)

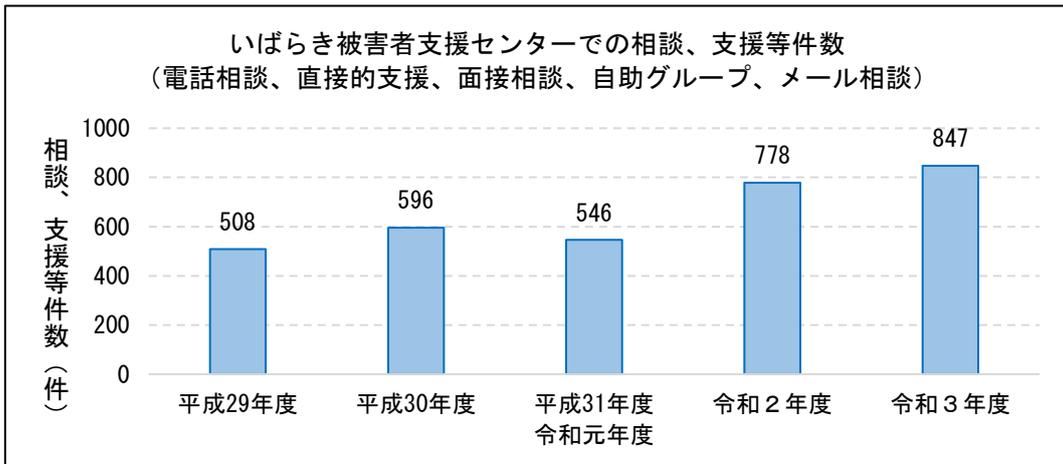


(茨城県警察の統計資料に基づき作成)

2 各相談の受理状況

(1) 公益社団法人いばらき被害者支援センターにおける相談、支援等状況

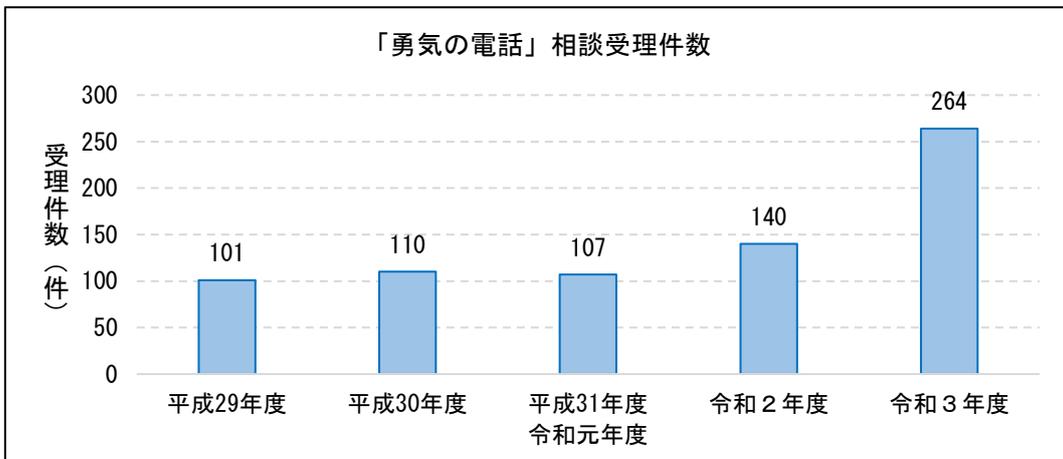
民間支援団体「公益社団法人いばらき被害者支援センター」（以下「いばらき被害者支援センター」という。）における相談、支援等（電話相談、直接的支援、面接相談、自助グループ、メール相談）件数については、増加傾向にあり、平成29年度は508件でしたが、令和3年度には847件と、最近5年間で300件以上の増加がみられます。



(いばらき被害者支援センターからの提供資料に基づき作成)

(2) 性犯罪被害相談「勇気の電話」における相談受理状況

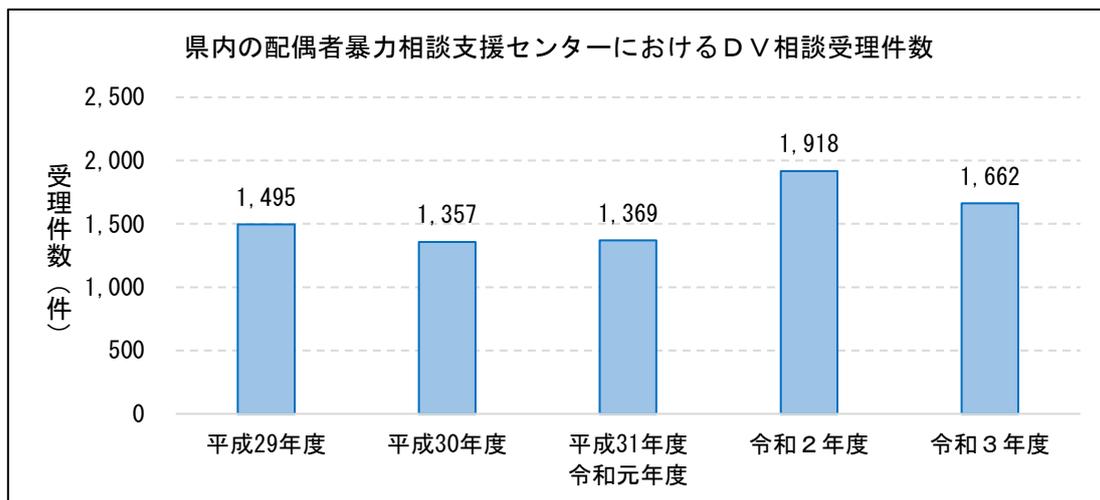
茨城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室で受理している性犯罪被害相談「勇気の電話」における相談受理件数については、令和2年度は140件でしたが、令和3年度は約2倍増となる264件となっています。



(茨城県警察の統計資料に基づき作成)

(3) 配偶者からの暴力に関する相談受理状況

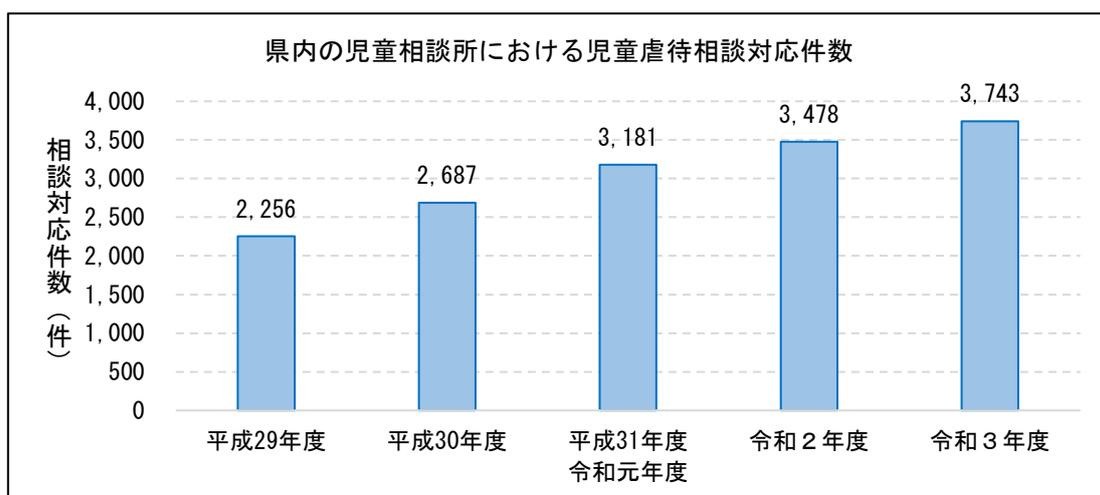
県内の配偶者暴力相談支援センターにおける令和3年度のDV相談件数については、令和2年度から約13%減の1,662件となっていますが、過去5年間で見ると、2番目に多い相談件数となっています。



(県福祉部子ども政策局青少年家庭課の統計資料に基づき作成)

(4) 児童虐待に関する相談対応状況

県内の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、令和3年度は、平成29年度の約1.7倍の3,743件となっています。



(県福祉部子ども政策局青少年家庭課の統計資料に基づき作成)

3 犯罪被害者等を取り巻く現状

(1) 犯罪被害を受けたことによる様々な問題や心身への影響

○ 犯罪被害者等の抱える様々な問題

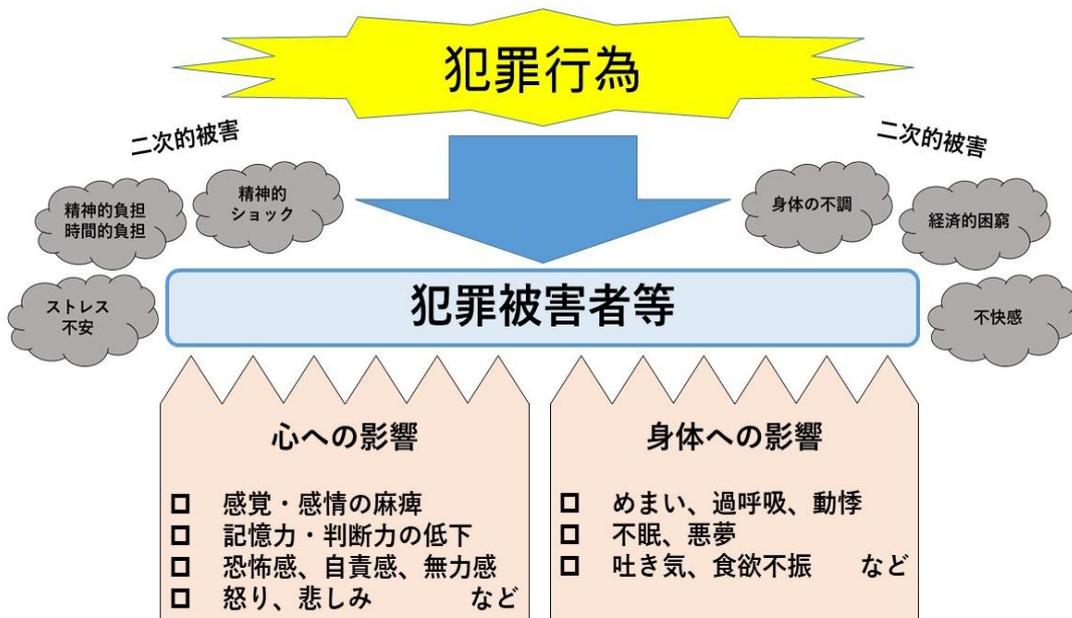
犯罪被害者等は、命を奪われる、家族を失う、怪我をする及び財産を奪われる等の直接的被害だけでなく、被害に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や転職等による経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な噂話や取材及び報道等によるストレスや不快感など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といいます。

○ 犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、感覚・感情の麻痺や記憶力・判断力の低下、めまい・不眠・食欲不振など、心や体に変調をきたすことが多くあります。これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることです。

○ 被害の潜在化

性犯罪やDV、児童虐待等の被害者は、羞恥心や自責感等を感じてしまうことが多く、「被害に遭ったことを誰にも知られたくない」、「加害者からの報復が怖い」、「自分が我慢をすればいい」などとひとりで抱え込んでしまい、警察への被害申告をためらい、その被害が潜在化してしまう傾向にあります。



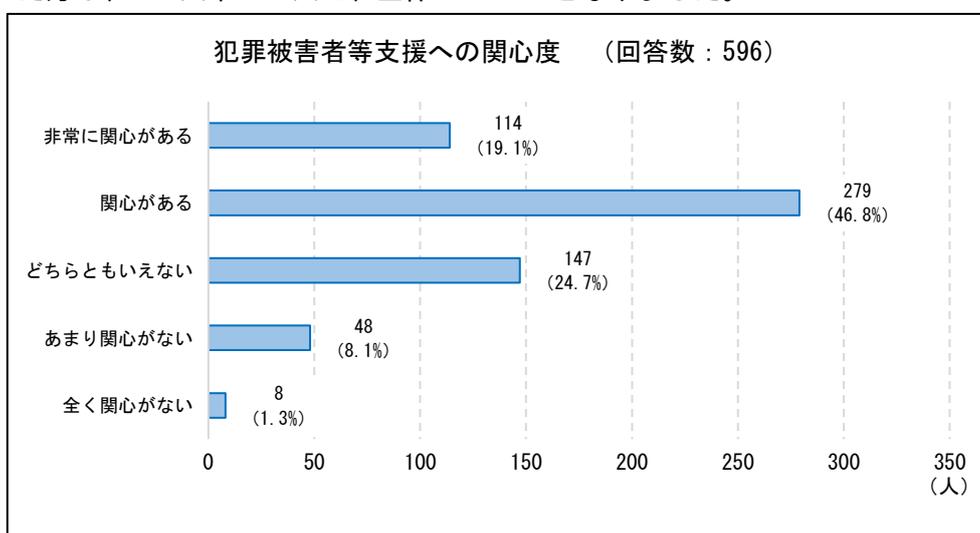
(2) 犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査

県では、令和4年7月25日から同年8月7日にかけて、県民の犯罪被害者等支援に対する意識や関心度を調査し、今後の犯罪被害者等支援施策にいかすことを目的として、インターネットによる「いばらきネットモニター調査」を実施しました。

本調査については、いばらきネットモニターに登録した県内居住の16歳以上の男女個人941名を対象とし、うち596人(63.3%)の方から回答をいただきました。

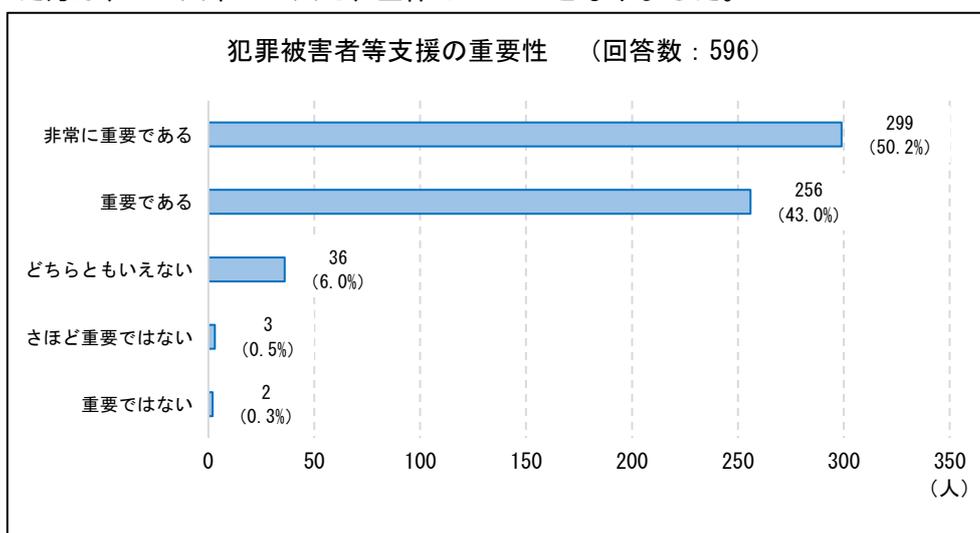
○犯罪被害者等支援への関心度

犯罪被害者等支援への関心度について、「非常に関心がある」「関心がある」と回答した方は、596人中393人で、全体の65.9%となりました。



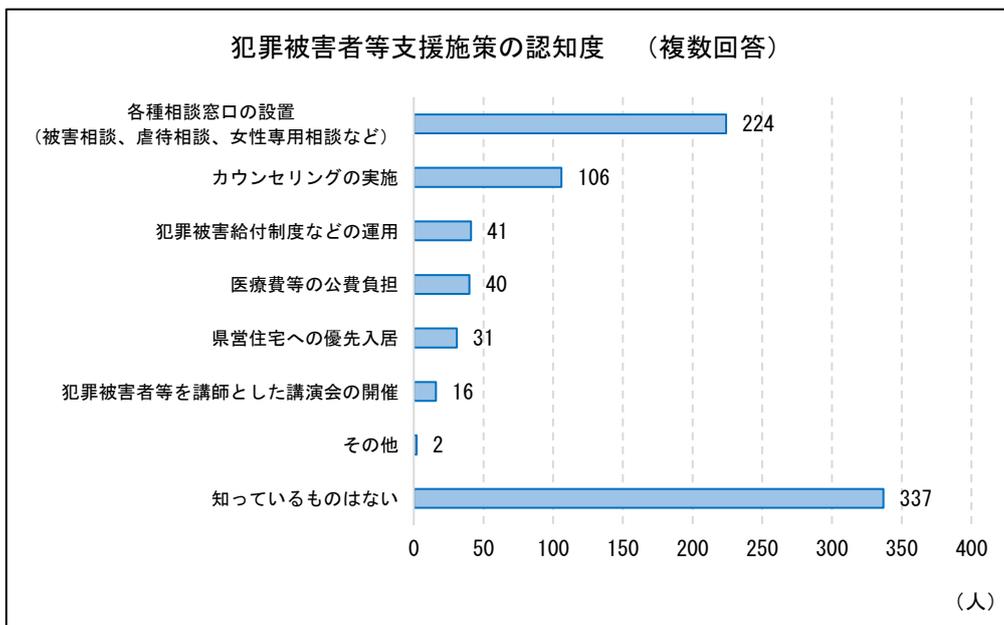
○犯罪被害者等支援の重要性

犯罪被害者等支援の重要性について、「非常に重要である」「重要である」と回答した方は、596人中555人で、全体の93.2%となりました。



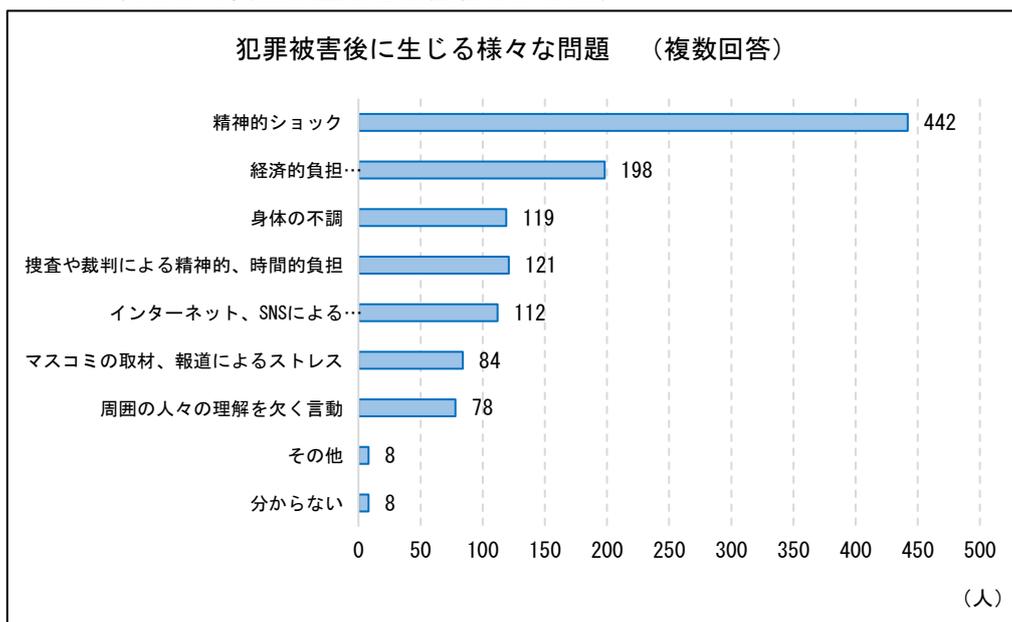
○犯罪被害者等支援施策の認知度

犯罪被害者等支援施策の認知度については、「各種相談窓口の設置」が最も多い回答となりましたが、その他のカウンセリングや医療費等の公費負担などの施策については全体的に低調であり、「知っているものはない」と回答した方は 596 人中 337 人で、全体の 56.5%となりました。



○犯罪被害後に生じる様々な問題

「犯罪被害後にどのような問題が生じると思うか」という質問について、「精神的ショック」と回答した方は 596 人中 442 人で、全体の 74.1%となり、ほかにも多くの方が何らかの問題が生じると回答しました。



第3 犯罪被害者等支援施策の基本方針等

1 犯罪被害者等支援施策の基本方針

犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進

(1) 茨城県が目指す犯罪被害者等支援施策の基本方針

犯罪被害は、いつ、どこで、誰が直面するか分かりません。犯罪被害に遭うと、心身や経済的なバランスが崩れてしまいます。いつ誰が犯罪被害に遭うか分からないからこそ、誰もが当事者意識を持ち、犯罪被害者等支援の重要性や必要性を理解した上で、犯罪被害者等支援に向き合っていくことが大切です。

茨城県では、県、警察、いばらき被害者支援センターを中心に、犯罪被害者等と接する機会がある医療機関、弁護士会、検察庁、市町村その他犯罪被害者等支援に携わるすべての機関、さらには、事業者及び県民が広く連携し、社会全体で犯罪被害者等を守れるよう、また、全ての犯罪被害者等が一日も早く再び平穏な日常を取り戻せるよう、途切れのない支援を推進するべく、県が目指す犯罪被害者等支援施策の基本方針として「犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進」を設定しました。

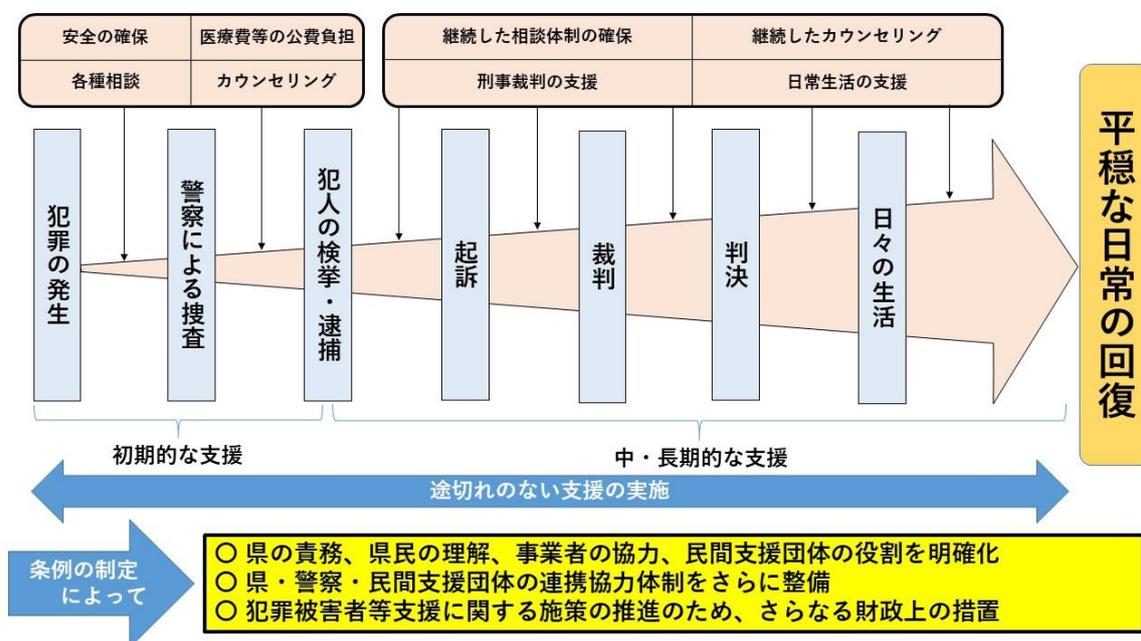
(2) 今後、求められる犯罪被害者等支援

現在、県、警察、いばらき被害者支援センターでは、犯罪の発生とともに行う安全の確保や医療費等の公費負担などの初期的な支援から、犯罪被害者等の状況に応じて行う継続的な相談やカウンセリングなどの中・長期的な支援に至るまで、途切れることなく犯罪被害者等へ届け、犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常を取り戻せることを目指して、各支援施策を実施しています。

このような中、条例において、「県の責務（第4条）」、「県民の理解（第5条）」、「事業者の協力（第6条）」、「民間支援団体の役割（第7条）」、「関係部署間における推進体制の整備や施策を総合的に行う拠点としての機能を担う体制の確保、整備（第18条）」、「県は犯罪被害者等支援に関する施策の推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること（第19条）」が明記されるなど、より一層、県全体が一体となり、犯罪被害者等のための支援施策を推進することが求められています。

今後、県全体が連携して犯罪被害者等支援施策を推進することができる体制づくりを行うとともに、犯罪被害者等支援に関する情勢の変化に応じて、その都度、施策の見直しや検討を行っていきます。

【今後、求められる犯罪被害者等支援の流れ(例)】 ※ 各事件の状況によって変化します。



(3) 推進体制

○ 茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会

有識者や関係団体等から構成する委員会を設置し、本計画の策定について審議したほか、本計画の進行管理を行い、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための検証、見直しを行います。

○ いばらき被害者支援センター

いばらき被害者支援センターは、県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」（茨城県公安委員会指定）であり、いばらき被害者支援センターで行う支援は、本県における犯罪被害者等支援において、非常に重要な役割を担っています。

いばらき被害者支援センターがその役割を十分に果たせるよう日頃から、県や警察がいばらき被害者支援センターと連携を図り、適切な支援を行っていきます。

○ 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

茨城県、茨城県警察、茨城県産婦人科医会、茨城県医師会及びいばらき被害者支援センターの5者が連携して性暴力の被害者等からの相談を受け、医療面のケア等必要な支援を速やかに受けられるよう連携を図っていきます。

○ 茨城県被害者支援連絡協議会

茨城県被害者支援連絡協議会は、県、警察、いばらき被害者支援センター、市町村及び関係機関・団体に構成されており、犯罪被害者等の要望に沿った犯罪被害者等支援に関する協力や共助、情報交換、広報啓発活動などを推進していきます。

また、警察署単位の27地区において、警察署、市町村、学校及び企業などにより、地域が一体となった犯罪被害者等支援のネットワークを地区被害者支援連絡協議会として構築し、相互が連携した犯罪被害者等支援を推進していきます。

○ 県、警察、いばらき被害者支援センターの3者による連携

県、警察、いばらき被害者支援センターの3者間で「犯罪被害者等に対する連携支援の実施に関する協定書」を取り交わし、犯罪被害者等が直面する様々な問題から一刻も早い回復を実現するため、3者が緊密に連携した迅速かつ確かな支援を推進していきます。

2 犯罪被害者等支援における4つの重点テーマ

① 支援等のための体制整備

犯罪被害者等は、犯罪被害直後から様々な問題に直面します。そのような時に、犯罪被害者等が迷うことなく相談をすることができ、必要とする時に必要な場所で、必要な情報を入手でき、支援を受けられる環境が整っていることが重要です。

また、犯罪被害者等は、医療、住宅、雇用及び教育などの生活に直結する支援を必要とし、そのニーズは、犯罪被害者等が置かれている状況によって日々変化していきます。

犯罪被害者等を適切に支援するためには、県、警察、民間支援団体、市町村、事業者、そして県民が連携・協力し、途切れのない中・長期的かつ重層的な支援体制を構築していくことが必要であり、それに伴い、相談を受ける職員等の資質を向上させることも求められています。

② 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等は、犯罪被害により、その生命・身体に重大な被害を受けるほか、心の問題や身体の問題が生じ、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が生じることもあります。

また、「再び被害を受けるかもしれない」といった恐怖感や不安感に襲われることがあるほか、刑事手続きや裁判の過程、医療の機会、周囲の人々からの配慮に欠ける対応等による二次的被害を受ける場合もあります。

そのような問題や不安等を払拭し、かつ、安全を早期に確保するため、犯罪被害者等を適時適切に一時保護施設などにおいて保護し、再被害を防止するとともに、適切な支援により、犯罪被害者等が受けている精神的・身体的被害を回復・軽減することが求められています。

③ 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪被害を受けたことにより、転居や各種手続きによる時間的制約を受けるほか、高額な医療費の負担を強いられたり、雇用関係の維持に困難をきたし、収入が途絶えたりするなど経済的に困窮することがあります。

本来であれば、犯罪等により生じた損害の責任については、加害者が負うべきではありますが、加害者の損害賠償責任が果たされず、犯罪被害者等が十分な賠償を受けられないこともあります。

この経済的な問題については、犯罪被害の直後から犯罪被害者等に直接的に降りかかってくる問題であるため、早期に犯罪被害者等のニーズに沿った経済的な支援を行うことが求められています。

④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

犯罪被害者等は、被害直後から様々な問題により、平穏な生活が送れない状態に陥ります。犯罪被害者等が直面する問題については、犯罪被害者等ごとに様々で、それぞれが不安や恐怖、問題等を抱えるほか、周囲の人々の配慮に欠けた言動やインターネット・SNSでの誹謗中傷等により、様々な二次的被害を受けていることもあります。

犯罪被害者等の平穏な生活を回復するためには、相談窓口や情報提供の体制を充実させるほか、犯罪被害者等に関わる全ての人々が犯罪被害者等の置かれている状況やインターネット・SNSでの配慮について理解し、二次的被害が生じることがないように心掛けて接することが重要です。

二次的被害への配慮については、犯罪被害者等支援を行う上で、特に重要な配慮となることから、支援を行う一人ひとりが犯罪被害者等への配慮を欠かすことなく、社会全体で犯罪被害者等を支えることのできる地域社会を形成することが求められています。

3 目標達成のための指標

犯罪被害者等支援の取組の進捗を判断するため、4つの指標を設定しています。

指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度)
① 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度	6.9%	30%
② いばらき被害者支援センターの認知度	9.7%	30%
③ 勇気の電話(#8103)、ワンストップ支援センター全国共通電話(#8891)等の性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度	7.5%	30%
④ 茨城県弁護士会と警察本部の連携による早期被害者支援(法律相談)	1件	10件

※ ①、②、③の現状は、令和4年7月から8月にかけて実施した「いばらきネットモニター調査」の結果による。

① 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度

各主体の役割が定められた本条例の認知度が向上することにより、県全体で犯罪被害者等支援の重要性が認識され、また、犯罪被害者等支援への理解や関心が深まることが期待できます。

② いばらき被害者支援センターの認知度

いばらき被害者支援センターは、犯罪被害者等支援の総合窓口であることから、同センターの認知度が向上することにより、犯罪被害者等支援への取組の活性化や犯罪被害者等の状況に応じた支援の充実が期待できます。

③ 勇気の電話(#8103)、ワンストップ支援センター全国共通電話(#8891)等の性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度

性犯罪・性暴力被害は、潜在化しやすい傾向にあることから、性犯罪・性暴力被害相談のための窓口等の認知度が向上することにより、専用窓口への相談が促進され、性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐことが期待できます。

④ 茨城県弁護士会と警察本部の連携による早期被害者支援(法律相談)

令和4年度より、本制度の対象となる身体犯又は重大な交通事件等の犯罪被害者等が希望し、かつ、支援の実施が相当と認められる者を対象に、茨城県弁護士会と警察本部が連携した法律相談を実施しており、同取組を積極的に活用することにより、犯罪被害者等の精神的負担の軽減や犯罪被害者等が求める支援が効果的かつ円滑に行き届くことが期待できます。

第4 具体的施策

○ 具体的施策に対する考え方

茨城県では、茨城県が目指す犯罪被害者等支援施策の基本方針として、第3-1に記載した「犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進」を設定し、さらに、犯罪被害者等支援に関する重点テーマとして第3-2に記載した4つの重点テーマを設定しました。

茨城県では、基本方針を幹として、重点テーマに沿った下記の具体的施策を推進します。

基本方針

犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した
途切れのない支援の推進

重点テーマ

具体的施策



※ 条例第13条内に規定されている「事業者の理解」をいう。

重点テーマ① 支援等のための体制整備

○現状と課題

- ・ 現在、県等では、犯罪被害者等の様々なニーズに対応するため、犯罪被害者等に特化した相談窓口のほか、雇用に関する相談窓口や心の悩みを抱えた方への相談窓口など、様々な相談窓口を設置しています。また、小学校、中学校、高等学校等では、児童生徒等からの様々な相談に対応するための窓口を設置し、相談体制の充実を図っています。
- ・ 犯罪被害者等のニーズに沿った支援を推進するためには、誰もが相談しやすく、かつ、適切な支援を受けられるよう職員等の資質の向上を含めた支援体制の整備とともに、各関係機関が連携した支援を行うことが課題となっています。また、現状として、相談窓口の認知度が低調であることから、効果的な広報活動を行い、各相談窓口を県民に広く周知させることも課題となっています。

○取組の方向性

- ・ 各相談窓口を掲載したホームページやSNSについて、多くの方がアクセスしやすく、かつ、分かりやすい環境づくりに努めるとともに、効果的な広報手段を検討、活用し、部局横断的な広報活動により、各相談窓口等の認知度の向上に努めます。
- ・ 犯罪被害者等支援の充実に向け、各関係機関が連携した支援体制の整備の充実を図るとともに、相談に対応する職員等に対する研修等を行い、資質の向上に努めます。

○具体的施策（33 施策）

相談、情報の提供等【条例第9条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
①	犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供 ※	県民に犯罪被害者等支援施策を幅広く周知できるよう、県ホームページやSNS、広報紙など様々な媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報について総合的な発信を行います。	生活文化課
②	いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、犯罪被害者相談員が犯罪被害者のニーズに沿った電話による相談、面接による相談、病院への付き添い支援、裁判に関する支援等の直接的支援を行います。	生活文化課 警務課
③	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援 ※	性暴力の被害者が安心して相談でき、必要に応じて医療面のケアなど必要な支援を速やかに受けられるよう、性暴力被害者や、その家族の方などからの性暴力被害に関する相談に対応する窓口（全国共通短縮番号#8891）、相談への対応や支援を行います。	生活文化課 警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
④	犯罪被害者相談窓口による相談 ※	犯罪被害者等に必要な支援に関する情報の提供や助言ができるよう、犯罪被害者相談窓口を開設し、犯罪被害者等の相談に対し、必要な支援施策の情報提供や各種相談窓口の紹介を行います。	生活文化課
⑤	警察における各種相談 ※	様々な悩みなどを持つ方に対応できるよう、警察本部等において、警察相談専用電話(#9110)、性犯罪被害相談「勇気の電話」(#8103)、少年相談コーナー、女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の相談窓口を設置し、各種相談や支援を行います。	警務課 県民安心センター
⑥	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談） ※	犯罪被害者等の精神的負担の軽減や犯罪被害者等のニーズに沿った支援が行えるよう、制度の対象となる事件または交通事故の被害に遭われた犯罪被害者等を対象に、茨城県弁護士会と連携した法律相談を実施します。	警務課
⑦	女性相談センターにおける相談 ※	配偶者から暴力（DV）を受けた被害者からの相談に対応できるよう、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、電話や来所での相談窓口を設け、助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を行います。	青少年家庭課
⑧	いばらき虐待ホットラインによる相談 ※	児童虐待に24時間・365日体制で対応するために、電話やSNSによる相談体制を整備し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行います。	青少年家庭課
⑨	交通事故相談所における相談、無料弁護士相談	交通事故に遭われた方が抱える損害賠償請求、示談など様々な問題に関する相談に対応できるよう、県内4か所の交通事故相談所（水戸、鉾田、土浦、筑西）において、交通事故相談員が各相談に対応します。また、弁護士が交通事故に関する無料相談に対応します。	生活文化課
⑩	いばらき労働相談センターにおける相談	労働問題でお困りの方のために、いばらき労働相談センターにおいて、労働条件や賃金不払いなどの労働相談に対応します。また、出張相談を開催し、労働相談に対応します。	労働政策課
⑪	いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	就職を目指す方のために、県内6か所にあるいばらき就職支援センター（水戸、常陸太田、日立、鉾田、土浦、筑西）において、就職相談・職業紹介等を行います。	労働政策課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑫	保健所における精神保健相談	心の悩みや病気等にお悩みの方のために、県内9か所の保健所（中央、ひたちなか、日立、潮来、竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河）において、面接や電話による相談に対応します。	障害福祉課
⑬	精神保健福祉センターにおける相談	心の悩み、病気等に関する様々な悩みがある方やその家族のために、精神保健福祉センターにおいて、専門の相談員が面接相談に対応します。	障害福祉課
⑭	こころのSNS相談@いばらきによる相談	心の不安や悩み等がある方のために、SNS（LINE）による「こころのSNS相談@いばらき」を開設し、公認心理師や精神保健福祉士などの資格を持った相談員が相談に対応します。	障害福祉課
⑮	いばらきこころのホットラインによる相談	心の不安や悩みを持つ方を対象に、相談員が心の問題全般に関する電話相談に対応し、専門の相談窓口や支援機関等を紹介します。	障害福祉課
⑯	刑事手続等に関する情報提供 ※	犯罪被害者等に刑事手続等に関する情報を提供するため、刑事手続の流れや相談先等を記載した「被害者の手引」等を配付しています。また、外国人被害者用の「被害者の手引」を作成し、県警察本部ホームページへ掲載します。	警務課 刑事総務課 人身安全対策課
⑰	捜査状況に関する情報提供 ※	被害者連絡制度に定められた対象事件の犯罪被害者等に対し、捜査や裁判等の刑事手続への不安の払拭を図るため、捜査の支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報提供を行います。	警務課 刑事総務課 交通指導課
⑱	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談 ※	犯罪被害者等の精神的負担を早期に回復するため、警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室に公認心理師を配置し、犯罪被害者等へのカウンセリングや相談等に対応します。	警務課
⑲	スクールカウンセラーの配置・派遣 ※	全ての公立小中高等学校等における教育相談体制の充実を図るため、各校に公認心理師等をスクールカウンセラー（以下「SC」と表記）として配置するとともに、SCによる教職員研修や講演会を行います。また、重大な事案については、緊急にSCの派遣を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		学校における教育相談体制の充実を図るため、SCを配置する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑳	スクールソーシャルワーカーの派遣 ※	児童生徒の環境面の改善や関係機関とのネットワークの構築を図るために、社会福祉士等をスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記）として学校の要請に応じて派遣するとともに、SSWによる教職員研修を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		生徒等の環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を図るため、SSWを配置する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室
㉑	スクールロイヤーの派遣 ※	学校の対応改善を図るために、弁護士をスクールロイヤー（以下「SL」と表記）として学校の要請に応じて派遣し、法的側面から教職員等に助言をするとともに、いじめ防止に関する教職員研修や講演会を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
㉒	教育委員会における相談及び情報提供 ※	学校外の相談体制を整備するため、子どもホットラインやいばらき子どもSNS相談（LINE）、いじめ・体罰解消サポートセンターを設置し、各種相談に対応します。	義務教育課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

人材の育成【条例第 16 条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑳	いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	いばらき被害者支援センターの支援員養成のため、同センターが主催する支援員養成研修に職員を講師として派遣し、犯罪被害者等支援に関する国の動向、県や警察の施策の推進状況に関する講演を行います。	生活文化課 警務課
㉑	市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	市町村の犯罪被害者等支援担当者のスキルの向上を図るため、犯罪被害者等支援に携わる市町村職員に、犯罪被害者等支援の取組、犯罪被害者等の現状、警察やいばらき被害者支援センターにおける犯罪被害者等支援についての研修を行います。	生活文化課 警務課
㉒	女性相談員や婦人保護事業担当者に対する研修	県・市町村の女性相談員や婦人保護事業担当者の資質の向上を図るため、研修会の開催や、外部主催の研修会への参加を促進します。	青少年家庭課
㉓	児童相談所、市町村職員等に対する研修	児童相談所や市町村職員等の資質向上を図るため、児童福祉司任用前講習や階層別研修、市町村新任職員研修等を行います。	青少年家庭課
㉔	ゲートキーパー指導者養成研修	ゲートキーパーを指導・養成することができる人材を育成するため、精神保健福祉センターによる市町村職員・保健所職員・医療従事者等に対するゲートキーパー指導者養成研修を行います。また、各市町村においてゲートキーパー養成研修を行います。	障害福祉課
㉕	看護学生への教育	県内全ての看護師等養成所の助産師教育課程において、国の「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」に基づき、性暴力等の被害者等への支援についてカリキュラムが適切に組み込まれているか確認する等の指導を行います。 また、県立看護専門学校の看護師教育課程及び県立医療大学看護学科においては、母性看護学カリキュラムの中で、性暴力等の被害者等に対する看護について講義を行っていることから、民間看護師等養成所に対して同様の講義が行われるよう働きかけます。	医療人材課
㉖	学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上	教職員等の教育相談に係る資質向上を図るため、生徒指導主事やSC、SSW等を対象とした犯罪被害者等支援に関する研修会を行います。また、各学校においては、SC、SSWを講師とした校内研修を行います。	義務教育課 高校教育課

民間支援団体に対する支援【条例第17条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
③⑩	いばらき被害者支援センターとの連携・協力の強化	犯罪被害者等がいばらき被害者支援センターによる中・長期的な支援を受けられるよう、警察で受理した犯罪被害者等からの相談や犯罪被害者等に関する情報について、犯罪被害者等の同意のもと、同センターに情報提供を行うほか、犯罪被害者等が直面する様々な問題から一刻も早い回復を実現するため、県、警察、同センターの3者間で情報を共有し、3者が連携・協力した迅速かつ的確な支援を推進していきます。	警務課 生活文化課
③⑪	いばらき被害者支援センターへの財政支援 ※	いばらき被害者支援センターが円滑な支援ができるよう、犯罪被害者等支援事業、広報啓発事業、支援員養成研修事業に対する財政的補助を行います。	警務課
		性暴力被害に係るワンストップ支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、同センターに対し、ワンストップ支援窓口の運営費、被害者の治療に係る医療費等の補助を行います。	生活文化課
③⑫	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力 ※	性暴力被害者の状況に応じた適切できめ細やかな対応ができるよう、性暴力被害者サポートネットワーク茨城の連携・協力を強化するなど性暴力被害者からのワンストップ支援体制の整備を行います。	生活文化課 警務課
③⑬	いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援(再掲)	いばらき被害者支援センターの支援員養成のため、同センターが主催する支援員養成研修に職員を講師として派遣し、犯罪被害者等支援に関する国の動向、県や警察の施策の推進状況に関する講演を行います。	生活文化課 警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援(P.33～)にも記載

重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止

○現状と課題

- ・ 現在、県等では、犯罪被害者等が心身に受けた様々な問題に対して、公認心理師によるカウンセリングや医療費等の公費負担制度等のほか、児童相談所や学校、保健所等においても、犯罪被害者等の精神的被害の回復のため、それぞれが連携しながら支援を行っています。
- ・ 被害直後の犯罪被害者等の安全を確保することは、犯罪被害者等支援において特に重要な取組の一つであり、犯罪被害者等の安全に配慮した宿泊場所の確保や宿泊費用の公費負担、児童相談所や女性相談センターによる一時避難を行っています。
- ・ 犯罪被害者等の安全の確保については、犯罪被害者等の要望に確実かつ適切に対応することができるよう、さらなる充実を図ることが課題となっています。

○取組の方向性

- ・ 犯罪被害者等が置かれた状況に応じたカウンセリングや各種支援の活用、医療費等の公費負担など、犯罪被害者等のニーズに沿った対応に努めます。
- ・ 犯罪被害者等を保護するなど安全を確保する際には、犯罪被害者等に関する情報の取扱いに十分配慮するとともに、各関係機関が連携した適切な安全確保を行い、犯罪被害者等が安心して安定した生活が送れるよう努めます。

○具体的施策（19 施策）

心身に受けた影響からの回復【条例第 10 条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
①	いばらき被害者支援センターにおける相談・支援（再掲）	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、犯罪被害者相談員が犯罪被害者のニーズに沿った電話による相談、面接による相談、病院への付き添い支援、裁判に関する支援等の直接的支援を行います。	生活文化課 警務課
②	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援 ※（再掲）	性暴力の被害者が安心して相談でき、必要に応じて医療面のケアなど必要な支援を速やかに受けられるよう、性暴力被害者や、その家族の方などからの性暴力被害に関する相談に対応する窓口（全国共通短縮番号 #8891）、において相談に対応し、必要な支援を行います。	生活文化課 警務課
③	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談 ※（再掲）	犯罪被害者等の精神的負担を早期に回復するため、警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室に公認心理師を配置し、犯罪被害者等へのカウンセリングや相談等に対応します。	警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
④	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担 ※	犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用」について公費で負担を行います。	警務課
⑤	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担 ※	性暴力被害者サポートネットワーク茨城に相談した性暴力被害者を対象に、精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、投薬料、カウンセリング料について公費で負担を行います。	生活文化課
⑥	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談） ※（再掲）	犯罪被害者等の精神的負担の軽減や犯罪被害者等のニーズに沿った支援が行えるよう、制度の対象となる事件または交通事故の被害に遭われた犯罪被害者等を対象に、茨城県弁護士会と連携した法律相談を実施します。	警務課
⑦	被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	被害を受けた児童生徒を適切に保護できるよう、児童相談所や県内の各学校、関係機関とが適時適切に連携を図ります。	青少年家庭課
		公立学校等が児童相談所、警察等の関係機関との連携を図り、被害を受けた児童生徒を支援できるよう、対応を強化するとともに、必要に応じ、専門家（SC、SSW、SL）を活用し支援を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
⑧	被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った際、個々の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、公立学校等が警察、県教育研修センター、市町村福祉課等との連携を図り、対応を強化するとともに、専門家（SC、SSW、SL）を活用し支援を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		犯罪被害者となった生徒等が不登校になった場合に必要の支援が受けられるよう、不登校や中途退学防止に係る取組みを実施する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑨	保健所における精神保健相談（再掲）	心の悩みや病気等にお悩みの方のために、県内9か所の保健所（中央、ひたちなか、日立、潮来、竜ヶ崎、土浦、つくば、筑西、古河）において、面接や電話による相談に対応します。	障害福祉課
⑩	精神保健福祉センターにおける相談（再掲）	心の悩み、病気等に関する様々な悩みがある方やその家族のために、精神保健福祉センターにおいて、専門の相談員が面接相談に対応します。	障害福祉課
⑪	こころのSNS相談@いばらきによる相談（再掲）	心の不安や悩み等がある方のために、SNS（LINE）による「こころのSNS相談@いばらき」を開設し、公認心理師や精神保健福祉士などの資格を持った相談員が相談に対応します。	障害福祉課
⑫	いばらきこころのホットラインによる相談（再掲）	心の不安や悩みを持つ方を対象に、相談員が心の問題全般に関する電話相談に対応し、専門の相談窓口や支援機関等を紹介します。	障害福祉課

安全の確保【条例第 11 条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑬	ストーカー・DV被害者の安全確保や加害者への的確な対応 ※	ストーカー・DV被害者の安全を確保するために、ストーカー・DV被害者を宿泊施設に一時避難させ、宿泊費用を公費負担するほか、加害者の検挙やストーカー加害者に対する精神医学的治療の取組みを行います。	人身安全対策課
⑭	児童虐待被害者等の一時保護 ※	児童虐待による被害児童の安全を確保するため、児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を行います。	青少年家庭課
⑮	DV被害者等の一時保護 ※	DV被害者等の安全確保のため、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を行います。	青少年家庭課
⑯	児童虐待の防止及び早期対応	児童虐待事案を早期にかつ確実に認知するため、職員に対する指導や教養を実施するとともに、要保護児童地域対策協議会への参加をはじめとした児童相談所や市町村、教育関係部署等と連携した対応に努めます。	人身安全対策課
⑰	再被害防止措置の推進	同一加害者による再被害を防止するため、同一加害者による再被害の可能性のある被害者を指定し、関係機関との連携、情報提供、警戒活動、防犯指導、緊急通報装置の貸与を行っています。	人身安全対策課
⑱	暴力団による危害の未然防止	暴力団等による危害の未然防止のため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、位置情報発信装置や非常通報装置を貸与するなどの保護対策を行います。	組織犯罪対策課
⑲	納税関係の申請に対する的確な対応	DV等支援措置対象者等の安全を確保するため、DV等支援措置対象者等及び支援措置の申出があった者等以外の者からの納付書の発行や納税証明の申請に対し、職員が住所・氏名を開示することのないよう的確に対応します。	税務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援 (P. 33～) にも記載

重点テーマ③ 損害回復・経済的支援

○現状と課題

- ・ 現在、県等では、犯罪被害が原因となる転居や収入の途絶、経済的負担などの困難への支援として、居住場所の確保や雇用に関する相談窓口の設置、医療費等の公費負担の取組を行っています。
- ・ 犯罪被害者等が直面する損害の回復や経済的負担に対応するため、居住に関する施策や各種公費負担制度、犯罪被害給付制度について、犯罪被害者等にもれなくお知らせするとともに、適切かつ迅速に対応することが課題となっています。また、犯罪被害者等は、刑事手続き等により、時間的制約を受けることが多く、職場から休暇等の理解が得られないこともあるため、事業者等への理解促進も課題となっています。

○取組の方向性

- ・ 犯罪被害者等が犯罪被害から早期に回復し、再び平穏な生活を取り戻せるよう、損害回復・経済的支援に関する取組等をもれなくお知らせするとともに、犯罪被害者等のニーズに沿った取組検討や見直しを行い、さらに効果的に取組を推進できるよう努めます。
- ・ 事業者等に対し、犯罪被害者等が置かれている状況や休暇等への配慮の必要性等について説明する場を設けるなど、職場等における理解促進に努めます。

○具体的施策（10 施策）

居住の安定等【条例第 12 条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
①	被害直後における居住場所の確保 ※	自宅が犯罪の現場となったなどの理由で居住が困難となった犯罪被害者等に対し、居住場所を確保するため、緊急避難場所の確保や宿泊費用にかかる公費負担のほか、現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。	警務課
②	ストーカー、DV等被害者等への移転費用の公費負担 ※	避難措置が必要と認められる人身安全関連事案等（ストーカー、DV等）の被害者等が避難するため、経済的事情により移転費用が支払えない場合、移転費用の公費負担を行います。	人身安全対策課
③	県営住宅への優先入居等	県営住宅の定期募集において、住宅に困窮する犯罪被害者に対応するため、犯罪被害者が県営住宅に応募する場合に入居当選率の優遇や連帯保証人の免除による入居における優遇を行います。	住宅課
④	一時保護後のケアと自立支援	DV被害者等の一時保護所退所後の自立を支援するため、婦人保護施設や母子生活支援施設において心理的ケアや生活支援、就労支援を行います。	青少年家庭課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

雇用の安定等【条例第13条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑤	「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	事業者等に犯罪被害者等が置かれている現状や支援の必要性、二次的被害についての理解を促進するため、「安全なまちづくり推進会議」の関係機関・団体に対し、犯罪被害者等支援に関する取組について広報啓発を行うとともに、二次的被害に関する理解促進を行います。	生活文化課
⑥	いばらき労働相談センターにおける相談（再掲）	労働問題でお困りの方のために、いばらき労働相談センターにおいて、労働条件や賃金不払いなどの労働相談に対応します。また、出張相談を開催し、労働相談に対応します。	労働政策課
⑦	いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介（再掲）	就職を目指す方のために、県内6か所にあるいばらき就職支援センター（水戸、常陸太田、日立、鉾田、土浦、筑西）において、就職相談・職業紹介等を行います。	労働政策課

経済的負担の軽減【条例第14条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑧	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担 ※（再掲）	犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検査料等」「身体犯被害者の診断書料、初診料」「司法解剖を行う際の死体検案書料等」「司法解剖死体の遺体搬送費」「犯罪被害者等にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯罪被害現場のハウスクリーニング費用」「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用」について公費で負担を行います。	警務課
⑨	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担 ※（再掲）	性暴力サポートネットワーク茨城に相談した性暴力被害者を対象に、精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、投薬料、カウンセリング料について公費で負担を行います。	生活文化課
⑩	犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」及び「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」に基づき、適正かつ速やかな裁定を行い、早期に給付金等が支給されるよう努めます。	警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P.33～）にも記載

重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

○現状と課題

- ・ 現在、県等では、二次的被害の防止や犯罪の未然防止のために、犯罪被害者週間等における広報啓発活動等により、犯罪被害者等支援についての理解を深めるとともに、小学校、中学校、高等学校等では、命を大切にすることを育むための教育なども行っています。
- ・ 犯罪被害者等に関わる全ての人々が、犯罪被害者等が置かれている状況を理解して二次的被害に配慮し、犯罪被害者等を地域社会全体で支えられるよう、全ての世代・職種の県民から犯罪被害者等支援への理解が得られるような広報啓発や教育、その他活動を効果的に行うことが課題となっています。

○取組の方向性

- ・ 様々な媒体や機会を活用して広報啓発を行い、県全体で犯罪被害者等支援への理解を深め、二次的被害が発生しない地域社会づくりに努めます。
- ・ 学校等での教育において、命の大切さやDV予防に関する啓発、犯罪を未然に防止するための教育等を行い、若年層からの犯罪被害者等支援や犯罪の未然防止に関する意識の啓発に努めます。

○具体的施策（16 施策）

県民の理解の増進【条例第 15 条】

No.	施策名	施策の概要	担当課
①	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動 ※	県民に幅広く犯罪被害者等支援について理解を求めするため、犯罪被害者週間（毎年 11/25～12/1）に市町村や関係団体等と連携し、集中的な犯罪被害者等支援に関する街頭キャンペーン活動等を行います。	生活文化課 警務課
②	犯罪被害者等を講師とした講演会の開催 ※	犯罪被害者等への配慮や規範意識を向上させるため、県内中学校・高等学校において、犯罪被害者等が犯罪被害等の体験談を語りかける「いのちの講演会」を開催します。	警務課
③	「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ※	犯罪被害者等支援に関する取組やいのちの尊さについて若年層からの意識醸成を図るため、県内高等学校等を対象に警察職員による「犯罪被害者にならないために」や「自分の周りに被害者がいたら」などについての出前講座を行います。	警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
④	子どもと保護者を対象とした非行防止教室 ※	若年層からの非行防止に関する意識啓発を行うため、県内の小学校・中学校・高等学校等において、各学年、年齢に応じ、スマートフォンやインターネットに潜む危険性や注意点、深夜徘徊など非行全般の防止等についての教室を開催します。	少年課
⑤	高等学校等への出前講座 ※	社会に出て家庭を持つ前の若年層に対するDV防止の意識醸成を図るため、県内高等学校・大学の生徒・学生を対象にデートDV防止啓発の出前講座を行います。	青少年家庭課
⑥	人権啓発推進センターによる啓発活動	県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、企業や団体等の研修へ講師を派遣し、人権全般の啓発活動を行います。	福祉政策課
⑦	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発 ※	女性に対する暴力の根絶に向けた県民への意識啓発のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11/12～25）、県庁舎等においてパープルライトアップやパネル展を行います。	女性活躍・県民協働課
⑧	児童虐待防止推進月間における啓発 ※	児童虐待防止に関する啓発を広く行うため、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、啓発ポスター等を関係機関に配付、各種広報媒体を活用した啓発を行います。	青少年家庭課
⑨	犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供（再掲）	県民に犯罪被害者等支援施策を幅広く周知できるよう、県ホームページや県SNS、県広報紙など様々な媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報について総合的な発信を行います。	生活文化課
⑩	各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	犯罪被害者等支援への県民の理解を幅広く求めるため、県警ホームページや県警SNS、自治体広報紙、商業施設大型ビジョンを使用した広報啓発活動のほか、関係機関や民間支援団体、民間企業と連携した広報啓発活動を行います。	警務課
⑪	性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報 ※	性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う性暴力被害相談、医療面のケア等について、周知を図るため、県ホームページや県SNSによる情報発信やチラシ等による広報啓発活動を行います。	生活文化課 警務課

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P.33～）にも記載

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑫	「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携（再掲）	事業者等に犯罪被害等が置かれている現状や支援の必要性、二次的被害についての理解を促進するため、「安全なまちづくり推進会議」の関係機関・団体事業者に対し、犯罪被害等支援に関する取組について広報啓発を行うとともに、二次的被害等に関する理解促進を行います。	生活文化課
⑬	道徳教育の充実	自他の命を大切にすることを育むため、道徳教育において「命の大切さ」について指導の充実を図ります。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
⑭	学校における犯罪被害者等支援に関する教育 ※	児童生徒に対する犯罪被害を未然に防止するために、学校において、警察等の関係機関と連携した防犯教室や情報モラル講習会を開催し、児童生徒を犯罪被害から守る教育の充実を図ります。また、児童生徒を性犯罪・性暴力の当事者にしないために、「生命（いのち）の安全教育」の推進を図ります。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課
		生徒等の犯罪被害を未然に防止するため、防犯教育を実施する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室
⑮	性に関する講演会等の開催 ※	県内の公立小中高等学校等の児童生徒を対象に、性に関する正しい知識を習得させるとともに、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心を育てるため、産婦人科医等の専門的な知識を有する講師による講演会を実施します。	保健体育課
⑯	心の教育・人権教育の推進	高い人権意識を持った人材を育成するため、人権尊重の精神の涵養を目的とした取組を実施する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室

※ 性暴力被害の特性に応じた支援（P. 33～）にも記載

第5 性暴力被害の特性に応じた支援

ここでは、令和4年11月に制定した「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」の第6条に基づき、性暴力被害の特性に応じた支援について記載しています。

1 性暴力被害者の特徴

性暴力とは、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」において、

性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するもの

と定義されています。

性暴力を受けると、性暴力による直接的被害のほか、「イライラする、不安になる、怖くなる」などの心の問題や、「眠れなくなる、食欲がない、体が痛くなる」などの身体の問題が生じることがあり、さらには、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの症状が見られることもあります。

また、性暴力を受けたことにより、「被害に遭ったのは自分も悪かったのではないかと自らを責めたり、人と会うことが怖くなってしまい、被害に遭ったことを誰にも言えず、被害が潜在化してしまうことがあります。

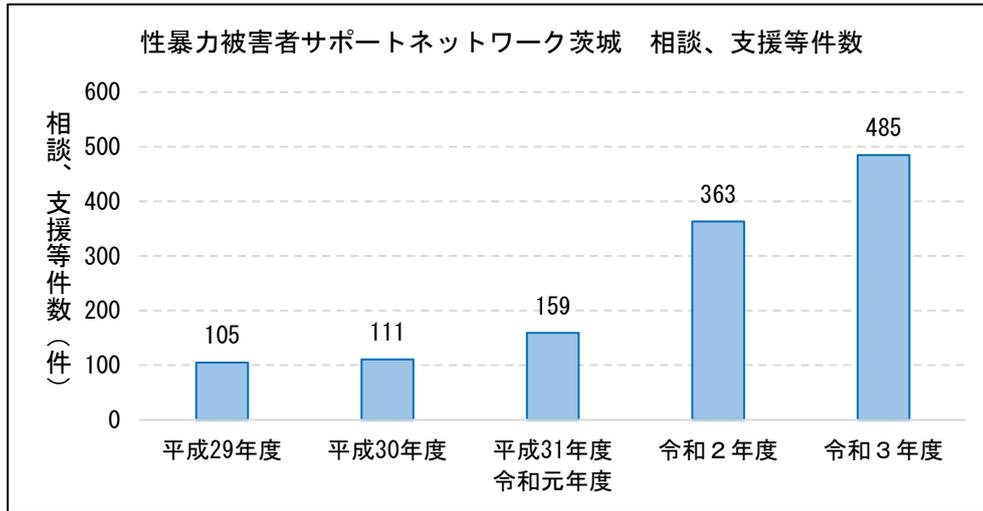
2 性暴力被害の特性に応じた支援の重要性

- ・ 性暴力は、私たちの日常生活の中に潜んでおり、気づかぬ間に被害者は、その被害や二次的被害に苦しんでいます。特に、性暴力被害者は、精神的な問題を抱えてしまうことが多く、その人、その時、その状況によって抱える問題も様々です。
- ・ 性暴力は、小学生、中学生などの若年層でも被害を受けることがあるため、若年層のうちから性暴力被害者支援に関する教育や、性暴力の根絶に関する教育を行うことも重要です。
- ・ また、被害に遭った方が相談しやすい環境を整備し、それぞれのニーズにあった支援を適時適切に行い、性暴力被害者が抱える問題や悩みを解消するとともに、性暴力被害者支援の現状や必要性について広く広報を行い、性暴力被害者に関わる全ての人が性暴力被害者の置かれた状況を理解して接し、二次的被害を未然に防止することも重要となります。

3 性暴力被害者支援の現状

(1) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談、支援等件数

いばらき被害者支援センターが支援窓口の運営主体となっている性暴力被害者サポートネットワーク茨城での相談、支援等件数は、年々増加し、令和3年度は、令和2年度から約25%増の485件となっています。



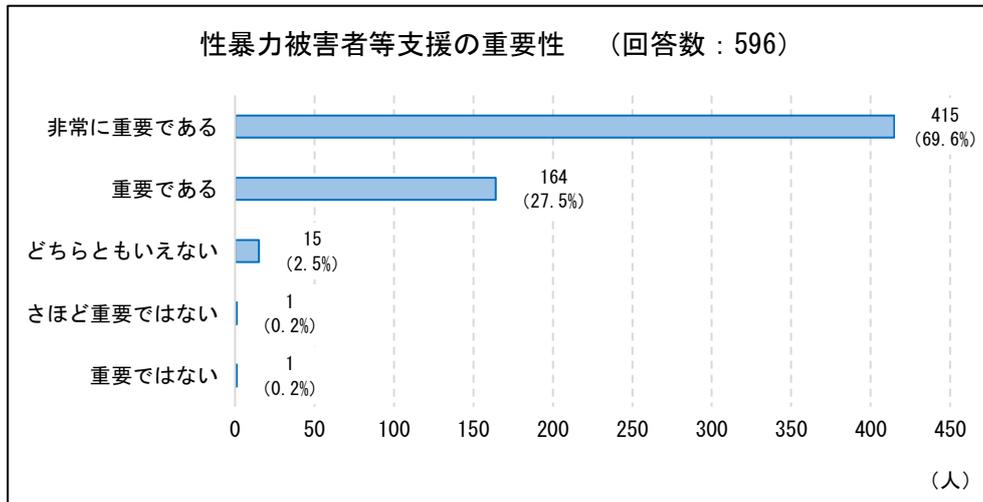
(いばらき被害者支援センターからの提供資料より作成)

(2) 犯罪被害者等支援に関する県民の意識調査（性暴力被害者支援）

前記第2-3-(2)で記載したいばらきネットモニター調査において、性暴力被害者支援に関する項目についても調査しました。

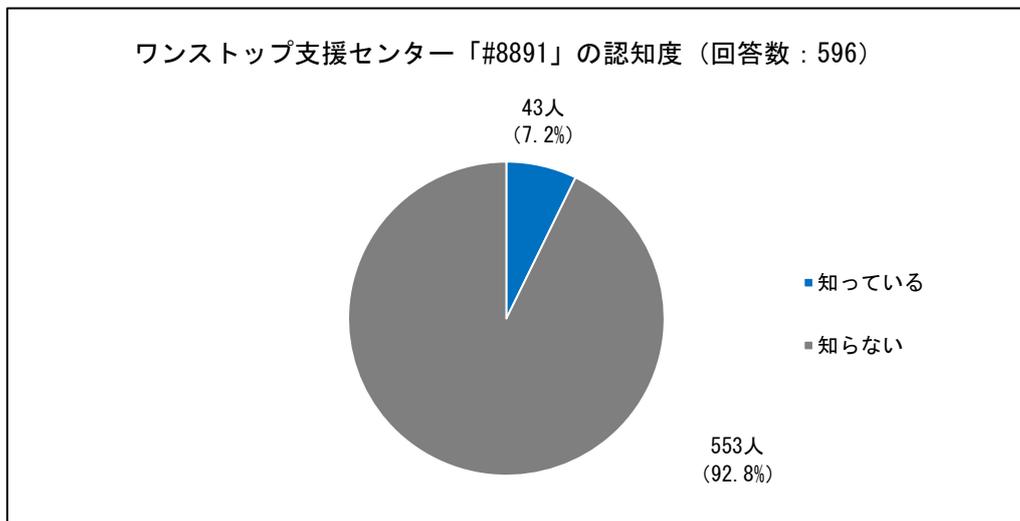
○性暴力被害者等支援の重要性

性暴力被害者支援の重要性については、多くの方が重要と認識しており、「非常に重要である」「重要である」と回答した方は、全体の97.1%となりました。



○ワンストップ支援センター「#8891」の認知度

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通電話「#8891」（はやくワンストップ）の認知度については、「知っている」と回答した方は596人中43人（7.2%）に留まりました。



4 性暴力被害者支援における課題

- ・ 性暴力被害者は、性暴力を受けたことにより、心身に様々な問題が生じるほか、被害の申告が潜在化してしまうことが多くあり、これを防ぐために、性暴力被害者が迷うことなく相談することができ、かつ、適時適切な心身のケアが受けられること、社会全体で性暴力被害者を支えることなどが重要です。
- ・ 現状において、性犯罪に特化した相談窓口における相談件数は増加傾向にありますが、依然として、その認知度は低く、県民に広く周知されているものとは言えない状況にあります。
- ・ 性暴力被害者の心身の回復に向けた支援についても、それぞれのニーズに沿った取組を適切に推進することが重要であり、相談窓口について広く県民に広報するとともに、支援の質の向上や関係機関が連携した支援体制の強化が課題となっています。

5 性暴力被害者支援の取組の方向性

- ・ 性暴力被害者が被害後、速やかに相談できるよう、様々な媒体や機会を活用した広報啓発活動を行い、広く県民へ相談窓口や支援施策の周知が図れるよう努めます。
- ・ 児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達段階や学校の状況に応じて行う「生命（いのち）の安全教育」を中心に、若年層から、性に関する正しい知識や、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響について理解を深め、また、生命の尊さや大切さを学び、自分と相手の関係性、自身や他者一人一人を尊重する心を育てるため、県内すべての小学校、中学校、高等学校等において、性暴力の根絶に向けた生と性に関する総合的な教育を行います。

- ・ 性暴力被害者が精神的・身体的被害から早期に回復できるよう、カウンセリングや相談窓口の活用、医療費の公費負担など、犯罪被害者等のニーズに沿った支援に努めます。
- ・ 性暴力被害者が再び被害に遭うことなく、安全で安心した生活が送れるよう、一時避難等の措置を行う際は、個人情報の取扱いに十分配慮するとともに、関係機関と連携を密にした適時適切な安全な居住の確保等に努めます。

6 性暴力被害の特性に応じた支援施策（30 施策）

ここでは、「性暴力被害の特性に応じた支援施策」として、下記の施策を掲載しておりますが、性暴力被害者のニーズや被害の状況等に応じて、「第4 具体的施策」(P. 17～32)に掲載した犯罪被害者等支援施策も推進します。

○総合的な相談体制の整備等

No.	施策名	施策の概要	担当課
①	性暴力被害者支援施策に係る総合的な情報提供	県民に性暴力被害者支援施策を幅広く周知できるよう、県ホームページやSNS、広報紙など様々な媒体の活用、犯罪被害者週間による広報など、性暴力被害者支援に関する情報について総合的な発信を行います。	生活文化課
②	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	性暴力の被害者が安心して相談でき、必要に応じて医療費の公費負担やケアなど必要な支援を速やかに受けられるよう、性暴力被害者や、その家族の方などからの性暴力被害に関する相談に対応する窓口（全国共通短縮番号 #8891）において相談に対応するとともに、病院等への付き添い支援等を行います。	生活文化課 警務課
③	犯罪被害者相談窓口による相談	性暴力被害者を含む犯罪被害者等に必要な支援に関する情報の提供や助言ができるよう、「犯罪被害者相談窓口」を開設し、各種相談に対し、必要な支援施策の情報提供や対応相談窓口の紹介を行います。	生活文化課
④	性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談	性犯罪被害に遭われた方やその身近な方などで、誰にも相談できずに一人で思い悩んでいる方を対象に、女性カウンセラーや女性警察官が対応する性犯罪被害相談「勇気の電話」（#8103）を開設し、性犯罪被害に関する相談に対応します。	警務課
⑤	警察における各種相談	様々な悩みなどを持つ方に対応できるよう、警察本部等において、警察相談専用電話（#9110）、性犯罪被害相談「勇気の電話」（#8103）、少年相談コーナー、女性専用相談電話、ちかん等被害相談所等の相談窓口を設置し、各種相談や支援を行います。	警務課 県民安心センター

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑥	女性相談センターにおける相談	配偶者からの暴力（DV）被害者からの相談に対応できるよう、女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、電話や来所での相談窓口を設け、助言や支援、他の相談機関に関する情報提供を行います。	青少年家庭課
⑦	いばらき虐待ホットラインによる相談	児童虐待に24時間・365日体制で対応するために、電話やSNSによる相談体制を整備し、児童虐待に関する相談や通告の受理を行います。	青少年家庭課
⑧	刑事手続等に関する情報提供	性暴力被害者等に刑事手続等に関する情報を提供するため、刑事手続の流れや相談先等を記載した「被害者の手引」等を配付しています。また、外国人被害者用の「被害者の手引」を作成し、県警察本部ホームページへ掲載します。	警務課 刑事総務課 人身安全対策課
⑨	捜査状況に関する情報提供	被害者連絡制度に定められた対象事件の性暴力被害者等に対し、捜査や裁判等の刑事手続への不安の払拭を図るため、捜査の支障等を勘案しつつ、性暴力被害者の要望に応じて捜査状況等の情報提供を行います。	警務課 刑事総務課 交通指導課
⑩	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	性暴力被害者等の精神的負担を早期に回復するため、警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室に公認心理師を配置し、犯罪被害者等へのカウンセリングや相談等に対応します。	警務課
⑪	スクールカウンセラーの配置・派遣	全ての公立小中高等学校等における教育相談体制の充実を図るため、各校に公認心理師等をSCとして配置するとともに、SCによる教職員研修や講演会を行います。また、重大な事案については、緊急にSCの派遣を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		学校における教育相談体制の充実を図るため、SCを配置する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室
⑫	スクールソーシャルワーカーの派遣	児童生徒の環境面の改善や関係機関とのネットワークの構築を図るために、社会福祉士等をSSWとして学校の要請に応じて派遣するとともに、SSWによる教職員研修を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
		生徒等の環境面の改善や学校と関係機関とのネットワークの構築を図るため、SSWを配置する私立高等学校等に対し、補助を行います。	総務課 私学振興室

No.	施策名	施策の概要	担当課
⑬	スクールロイヤーの派遣	学校の対応改善を図るために、弁護士をSLとして学校の要請に応じて派遣し、法的側面から教職員等に助言をするとともに、いじめ防止に関する教職員研修や講演会を行います。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
⑭	教育委員会における相談及び情報提供	学校外の相談体制を整備するため、子どもホットラインやいばらき子どもSNS相談(LINE)、いじめ・体罰解消サポートセンターを設置し、各種相談に対応します。	義務教育課
⑮	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担	性暴力被害者の精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用や性感染症検査料等」「性暴力被害者等にかかる一時避難場所確保に要する費用」「犯罪被害現場のハウスクリーニング費用」「性暴力被害者等に係るカウンセリング費用」について公費で負担を行います。	警務課
⑯	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担	性暴力被害者サポートネットワーク茨城に相談した性暴力被害者を対象に、精神的・身体的被害の回復、経済的負担の軽減を図るため、初診料、緊急避妊や人工妊娠中絶等にかかる処置料、性感染症等検査料、投薬料、カウンセリング料について公費で負担を行います。	生活文化課
⑰	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	性暴力被害者の精神的負担の軽減や性暴力被害者のニーズに沿った支援が行えるよう、制度の対象となる事件の被害に遭われた被害者を対象に、茨城県弁護士会と連携した法律相談を実施します。	警務課
⑱	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	性暴力被害者の状況に応じた適切できめ細やかな対応ができるよう、性暴力被害者サポートネットワーク茨城との連携・協力を強化するとともに、財政的支援を行うなど性暴力被害者からのワンストップ支援体制の整備を行います。	生活文化課 警務課

○性暴力の根絶に資する総合的な教育等

No.	施策名	施策の概要	担当課
①9	「生命（いのち）の安全教育」等の推進	<p>性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組を行います。また、保護者向けの啓発資料を配布するなどして、保護者と連携して取り組みます。</p> <p>私立高等学校等に「生命（いのち）の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校等に対し、補助を行います。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 保健体育課</p> <p>総務課 私学振興室</p>
②0	性に関する講演会等の開催	<p>県内の公立小中高等学校等の児童生徒を対象に、性に関する正しい知識を習得させるとともに、自分や他者を尊重し、相手を思いやる心を育てるため、産婦人科医等の専門的な知識を有する講師による講演会を実施します。</p>	保健体育課
②1	高等学校等への出前講座	<p>社会に出て家庭を持つ前の若年層に対するDV防止の意識醸成を図るため、県内高等学校、大学の生徒・学生を対象にデートDV防止啓発の出前講座を行います。</p>	青少年家庭課
②2	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	<p>犯罪被害者等支援に関する取組やいのちの尊さについて若年層からの意識醸成を図るため、県内高等学校等を対象に警察職員による「犯罪被害者にならないために」や「自分の周りに被害者がいたら」などについての出前講座を行います。</p>	警務課
②3	子どもと保護者を対象とした非行防止教室	<p>若年層からの非行防止に関する意識啓発を行うため、県内の小学校・中学校・高等学校等において、各学年、年齢に応じ、スマートフォンやインターネットに潜む危険性や注意点、深夜徘徊など非行全般の防止等についての教室を開催します。</p>	少年課

○性暴力の根絶に関する広報啓発等

No.	施策名	施策の概要	担当課
②④	性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う性暴力被害相談、医療面のケア等について、周知を図るため、犯罪被害者週間をはじめ、県ホームページや県SNS、チラシ等による情報発信・広報啓発活動を行います。	生活文化課 警務課
②⑤	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	女性に対する暴力の根絶に向けた県民への意識啓発のため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11/12～25）、県庁舎等においてパープルライトアップやパネル展を行います。	女性活躍・ 県民協働課
②⑥	児童虐待防止推進月間における啓発	児童虐待防止に関する啓発を広く行うため、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、啓発ポスター等を関係機関に配付、各種広報媒体を活用した啓発を行います。	青少年家庭課

○性暴力加害者から性暴力被害者を隔離するため必要がある場合における安全な居住の確保

No.	施策名	施策の概要	担当課
②⑦	被害直後における居住場所の確保	自宅が犯罪の現場となったなどの理由で居住が困難となった性暴力被害者に対し、居住場所を確保するため、緊急避難場所の確保や宿泊費用にかかる公費負担のほか、現場となった自宅のハウスクリーニングに要する経費の公費負担を行います。	警務課
②⑧	ストーカー、DV等の被害者等への移転費用の公費負担	ストーカー・DV被害者等の安全を確保するための一時避難等に係る宿泊費用の公費負担のほか、避難措置が必要と認められる人身安全関連事案等（ストーカー、DV等）の被害者等が避難のため、経済的事情により移転費用が支払えない場合において移転費用の公費負担を行います。	人身安全対策課
②⑨	児童虐待被害者等の一時保護	児童虐待による被害児童の安全を確保するため、児童虐待の被害者等に対し、児童相談所による一時保護や民間施設等への一時保護委託を行います。	青少年家庭課
③⑩	DV被害者等の一時保護	DV被害者等の安全確保のため、女性相談センターによる一時保護や民間施設等への一時保護委託を行います。	青少年家庭課

資料編

- 1 犯罪被害者等基本法
- 2 茨城県犯罪被害者等支援条例
- 3 茨城県性暴力の根絶を目指す条例
- 4 茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱
- 5 茨城県犯罪被害者等支援計画掲載施策一覧
- 6 茨城県犯罪被害者等支援計画用語集

1 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第

百九十三号) 第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

2 茨城県犯罪被害者等支援条例（令和4年茨城県条例第20号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行い、並びに県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「支援計画」という。)を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方

(2) 次条から第17条までに規定する施策その他犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。

(相談、情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から早期かつ円滑に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第12条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次的被害を防止するため、県営住宅（茨城県県営住宅条例（昭和35年茨城県条例第11号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定等)

第13条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第14条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るための必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第15条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第16条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第17条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者の間の

連携協力体制の整備、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に行う拠点としての機能を担う体制の確保その他犯罪被害者等支援を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城県安全なまちづくり条例の一部改正)

2 茨城県安全なまちづくり条例（平成15年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第22条中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

3 茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和4年茨城県条例第43号）

（目的）

第1条 この条例は、性暴力の根絶、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、基本理念その他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにすることにより、法令及び茨城県犯罪被害者等支援条例（令和4年茨城県条例第20号）に定めるもののほか、これらに関する施策を総合的に推進し、もって県民が安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 性暴力 性犯罪、配偶者等暴力、セクシュアル・ハラスメント、デジタル性暴力その他の特定の者の身体又は精神に対する性的な行為又はこれに準ずる行為であって、その者の意に反して、又はその者の同意があっても対等ではない関係において行われることにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関し、その者の身体、精神、名誉、尊厳その他その者の権利利益を害するものをいう。

(2) 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第181条までの罪、同法第225条の罪（わいせつの目的である場合に限る。）、同法第228条の罪（同法第225条の罪に係るものに限る。）、同法第230条第1項及び第231条の罪（その犯罪事実が前号に該当するものに限る。）、同法第241条第1項及び第3項の罪並びに同法第243条の罪（同法第241条第3項の罪に係るものに限る。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪

ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条及び第7条の罪

エ 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第4条の罪（刑法第241条第1項の罪に係るものに限る。）

オ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）第3条第1項から第3項までの罪

カ 茨城県迷惑行為防止条例（平成13年茨城県条例第34号）第9条の罪（同条例第2条の規定の違反に係るものに限る。）

(3) 配偶者等暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 他の者に不快若しくは嫌悪の情を催させる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別による固定的な役割分担についての意識、性別を理由とする不当な差別又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づ

く言動を含む。)により当該他の者の修学、就業その他社会生活上の環境を害すること及び当該言動に対する当該他の者の対応により当該他の者に不利益を及ぼすことをいう。

- (5) デジタル性暴力 第2号に該当するもののほか、その者の意に反して、又は同意があっても対等ではない関係において、その者に係る性的な画像その他を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録の利用により、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。
- (6) 二次的被害 茨城県犯罪被害者等支援条例第2条第4号に規定する二次的被害のうち、性暴力に関するものをいう。
- (7) 民間支援団体 性暴力の根絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。
- (8) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (9) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（基本理念）

第3条 性暴力は、個人の尊厳を著しく侵害し、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、県民の幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かす極めて悪質な行為であるため、何人も、性暴力をしてはならず、また、許してはならない。

2 性暴力の根絶に当たっては、性暴力による被害を受けた者を守り、社会全体で支えることを第一とし、性暴力による被害を受けた者に責任があるとするような誤った認識や性暴力による被害を受けた者に対する不当な差別又は偏見を払拭し、二次的被害の防止に最大限の配慮をするとともに、性暴力による被害を受けた者の意思及び立場を尊重することを基本とするものとする。

3 子どもに対する性暴力は、本来保障されるべき健全な成長発達を阻害し、生涯にわたってその幸福な人生を送る権利と安心安全な生活を根底から脅かすこととなる極めて重大な人権の侵害であるとともに、自らこれを回避することや心身に受けた影響からの回復に多大な困難さが考えられる。よって、その防止や早期発見はもとより、被害を受けた子どもの迅速な保護等のために、保護者との連携の下、県、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者等の関係者及び地域住民をもって、必要な支援を適切に行うことにより、性暴力の根絶を目指すものとする。

（県の責務、役割等）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との適切な役割分担を踏まえ、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に向けた施策を総合的に策定し、実施する責務を有す

るとともに、第1条の目的達成のため、各種施策をもってその役割を果たさなければならない。

(総合的な相談体制の整備等)

第5条 県は、県民からの性暴力に関する相談に総合的に応ずることができるよう体制を整備し、相談に適切に対応するため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談への対応
- (2) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する制度、専門的な機関その他の情報の提供又は仲介
- (3) 医療機関又は警察への付添い及び助言、医療上の措置及び証拠の保全に係る援助その他の性暴力により被害を受けた直後に必要となる支援
- (4) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に資する法的援助、心理的な負担の軽減その他の必要と認められる支援
- (5) 性暴力の防止及び性暴力により心身に受けた影響からの回復に関する相談に総合的に応ずるため必要となる専門的知識及び技術を有する者の養成

2 県は、前項の体制を整備し、施策を講ずるに当たっては、市町村、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民と連携協力し、必要な支援が早期かつ適切に行われることを旨として、取り組むものとする。

3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場を尊重し、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

(性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等)

第6条 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力により被害を受けた者の心身に受けた影響からの回復の支援等に関し、その被害の特性に応じた支援について必要な配慮を加えるものとする。

2 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第8条第1項の支援計画の策定に当たっては、性暴力による被害の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

3 県は、茨城県犯罪被害者等支援条例第11条に定める施策を講ずるに当たっては、特に性暴力をした者から性暴力により被害を受けた者を隔離するため必要があると認める場合において、当該被害を受けた者の居所に関する個人情報の保護について十分配慮するとともに、必要と認められる期間における安全な居住の確保に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(性犯罪の再発防止、社会復帰のための支援等)

第7条 県は、性犯罪を犯した者が、その責任等を自覚し、性犯罪がもたらす深刻な影響を理解し、及び社会復帰のために努力することが重要であるとの認識の下に、性犯罪を犯し

た者が申し出たときは、当該者に対し、再び性犯罪を犯すことを防止するための治療又は円滑な社会復帰のための措置を受けることができるよう支援するものとする。

- 2 県は、前項の申出を勧奨する措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の治療又は措置に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。
- 4 県は、前3項に掲げるもののほか、性暴力の根絶に当たっては、性暴力を行った者が、その責任等を自覚し、性暴力がもたらす深刻な影響を理解し、及び再び性暴力を行わないために努力することが重要であるとの認識の下に、性暴力を行った者からの相談に応じ、再び性暴力を行うことの防止又は円滑な社会復帰に資する情報の提供、研修の実施、医学的又は心理学的な援助その他の必要な支援をするものとする。
- 5 県は、性暴力を行った者に対し、再び性暴力を行うことの防止及び社会復帰のための相談を受けやすい環境を整えるとともに、相談の勧奨に努めるものとする。
- 6 県は、前各項に規定する支援等を行うに当たっては、性暴力により被害を受けた者に関する個人情報の保護について特に留意するとともに、性暴力を行った者と性暴力により被害を受けた者が遭遇することがないように必要な措置を講ずるものとする。
- 7 県は、第1項から第5項までに規定する支援等に関して取得した個人情報を、守秘義務に関する法令の規定の遵守その他その取扱いに対する高い意識の下に、適切に取り扱わなければならない。
- 8 県は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の地方再犯防止推進計画において、性暴力の特性に応じた支援について検討し、必要な施策を定めるよう努めるものとする。

（住居の届出）

第8条 特に子どもに対する性犯罪は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を根底から脅かすものであり、これが県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪を行った者が、その再犯防止に向け最大限の努力を尽くすことは社会において果たすべき責務であることから、子どもに対し、第2条第2号アからエまで及びカに掲げる罪（同号ウに掲げる罪にあつては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪に限る。）を犯し、懲役又は禁錮に処せられ、その執行を受けた者は、その執行を終わった日（その刑の一部の執行を猶予された場合にあつては、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わった日）から5年を経過する日前に県の区域内に住居を定めたときは、その日から14日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住居の所在地
- (3) 性別
- (4) 生年月日

- (5) 連絡先
 - (6) 届出に係る罪名
 - (7) 刑期の満了した日
- 2 知事は、前項及び次項の届出に係る情報を、当該届出をした者が再び性犯罪をすることの防止又は当該届出をした者の円滑な社会復帰のための情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。
- 3 第1項の届出をした者は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から14日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。県の区域外に転居しようとする場合も同様とする。
- 4 県は、第1項の届出をした者に対し、前条第2項の措置を特に重点的に講ずるものとする。

(性暴力への県民の理解促進と社会的気運の醸成のための広報啓発等)

第9条 県は、性暴力の根絶に向けた取組、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解と関心を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、性暴力の根絶が県民生活に密接に関わるものであり、県民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることに鑑み、性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成に努めるものとする。
- 3 県は、民間支援団体の活動を促進するため、情報の提供又は助言、性暴力の根絶又は性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(性暴力の根絶のための人材の育成)

第10条 県は、この条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関し必要な専門的知識及び技術について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力により心身に受けた影響からの回復への適切な支援を図るため、教育に関する職務に従事する者に対し、性暴力への適切な対処に関する知識及び技術、第5条第1項の体制との連携の方法その他の必要な事項について、研修の実施、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の役割)

第11条 県民は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深めるよう努め、並びに性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第12条 市町村は、基本理念にのっとり、県、民間支援団体、医療機関、法的援助に関する専門家、教育に関する職務に従事する者その他の関係者及び地域住民との連携協力の下、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(医療機関の役割)

第13条 医療機関は、性暴力により被害を受けた者が受診したときは、その個人情報の保護に十分に配慮するとともに、医療上の措置のほか、証拠の保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する情報の提供その他当該者の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。

2 県の設置する医療機関は、前項の対応に必要な情報の提供その他の支援並びに第5条第1項の施策並びに第7条第1項及び第4項の支援に関し、必要な措置を構ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第14条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性暴力による被害及び二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう十分に配慮するとともに、県及び市町村が実施する性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所において、性暴力による被害又は二次的被害を生じさせ、又は助長することのないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるとともに、その従業員から性暴力による被害又は二次的被害について申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

(デジタル性暴力の根絶)

第15条 県は、デジタル性暴力の根絶に向け、県民のデジタル性暴力の危険性及びこれを防止するための方法を理解し、及び適正にインターネットを利用する能力を向上させるため、県民の年齢その他その置かれている状況に応じた講習の実施、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県民は、デジタル性暴力の危険性についての理解を深めるとともに、前項の能力の向上に努めるものとする。

(性暴力の根絶に資する総合的な教育の推進等)

第16条 県及び市町村は、その設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（次項において「学校」という。）に在籍する子ども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（次項において「認定こども園」という。）に在籍する子ども

(3歳以上の者に限る。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(次項において「保育所」という。)に在籍する子ども(3歳以上の者に限る。)並びにこれらの子どもの保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人その他学校、認定こども園又は保育所を設置する法人(国、県及び市町村を除く。)は、前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第17条 県は、市町村が適切かつ効果的に性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する取組を推進することができるよう、これらに関する情報の提供又は助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、この条例に基づく性暴力の根絶、性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、性暴力の根絶及び性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条第1項の規定は、同項に規定する刑の執行を終わった日が前項ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

(検討)

- 3 県は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、茨城県犯罪被害者等支援条例（令和4年茨城県条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、犯罪被害者等（条例第2条第2号に規定する犯罪被害者等をいう。）の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、専門的な見地から、次に掲げる事項を審議する。

- 一 茨城県犯罪被害者等支援計画（条例第8条第1項に規定する支援計画をいう。以下「支援計画」という。）の策定及び見直しに関すること。
- 二 支援計画の進行管理に関すること。
- 三 その他茨城県の犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、民間支援団体に属する者及び学識経験を有する者等のうちから、茨城県県民生活環境部長が委嘱する委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長が不在のとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会については、茨城県県民生活環境部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求め、意見を徴することができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、委員会で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委員の任期終了後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、茨城県県民生活環境部生活文化課及び茨城県警察本部警務部警務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会委員名簿

(50音順)

(令和4年7月20日現在)

	所属等	氏名
1	(公社) いばらき被害者支援センター 理事長	あらかわ せいじ 荒川 誠司
2	茨城県議会 議員 いばらき自民党 政調会長	いしい くにかず 石井 邦一
3	(公社) 日本産婦人科医会 会長 石渡産婦人科病院 院長	いしわた いさむ 石渡 勇
4	ストレスケアつくばクリニック 医師	いとう きょうこ 伊藤 きょう子
5	茨城県商工会連合会 専務理事	くどう ひであき 工藤 英明
6	常磐大学大学院人間科学研究科・総合政策学部 教授	せんず まさはる 千手 正治
7	茨城県町村会 会長 五霞町 町長	そめや もりお 染谷 森雄
8	茨城県弁護士会犯罪被害者支援委員会 委員長 みとみらい法律事務所 弁護士	もりた さえこ 森田 冴子

5 茨城県犯罪被害者等支援計画掲載施策一覧

重点 テーマ	施策名	担当課	ページ	
① 支 援 等 の た め の 体 制 整 備	相談、情報の提供等【条例第9条】			
	①	犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供	生活文化課	P.18
	②	いばらき被害者支援センターにおける相談・支援	生活文化課、警務課	P.18
	③	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	生活文化課、警務課	P.18
	④	犯罪被害者相談窓口による相談	生活文化課	P.19
	⑤	警察における各種相談	警務課、県民安心センター	P.19
	⑥	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	警務課	P.19
	⑦	女性相談センターにおける相談	青少年家庭課	P.19
	⑧	いばらき虐待ホットラインによる相談	青少年家庭課	P.19
	⑨	交通事故相談所における相談、無料弁護士相談	生活文化課	P.19
	⑩	いばらき労働相談センターにおける相談	労働政策課	P.19
	⑪	いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介	労働政策課	P.19
	⑫	保健所における精神保健相談	障害福祉課	P.20
	⑬	精神保健福祉センターにおける相談	障害福祉課	P.20
	⑭	こころのSNS相談@いばらきによる相談	障害福祉課	P.20
	⑮	いばらきこころのホットラインによる相談	障害福祉課	P.20
	⑯	刑事手続等に関する情報提供	警務課、刑事総務課 人身安全対策課	P.20
	⑰	捜査状況に関する情報提供	警務課、刑事総務課 交通指導課	P.20
	⑱	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	警務課	P.20
	⑲	スクールカウンセラーの配置・派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課、総務課私学振興室	P.20
	⑳	スクールソーシャルワーカーの派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課、総務課私学振興室	P.21
	㉑	スクールロイヤーの派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課	P.21
	㉒	教育委員会における相談及び情報提供	義務教育課	P.21
	人材の育成【条例第16条】			
	㉓	いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援	生活文化課、警務課	P.22
	㉔	市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修	生活文化課、警務課	P.22
	㉕	女性相談員や婦人保護事業担当者に対する研修	青少年家庭課	P.22
	㉖	児童相談所、市町村職員等に対する研修	青少年家庭課	P.22
	㉗	ゲートキーパー指導者養成研修	障害福祉課	P.22
	㉘	看護学生への教育	医療人材課	P.22
	㉙	学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上	義務教育課、高校教育課	P.22
	民間支援団体に対する支援【条例第17条】			
	㉚	いばらき被害者支援センターとの連携・協力の強化	警務課、生活文化課	P.23
㉛	いばらき被害者支援センターへの財政支援	警務課、生活文化課	P.23	
㉜	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力	生活文化課、警務課	P.23	
㉝	いばらき被害者支援センター主催の研修に対する支援（再掲）	生活文化課、警務課	P.23	

重点テーマ	施策名	担当課	ページ	
② 精神的・身体的被害の回復・防止	心身に受けた影響からの回復【条例第10条】			
	①	いばらき被害者支援センターにおける相談・支援（再掲）	生活文化課、警務課	P.24
	②	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援（再掲）	生活文化課、警務課	P.24
	③	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談（再掲）	警務課	P.24
	④	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担	警務課	P.25
	⑤	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担	生活文化課	P.25
	⑥	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（再掲）	警務課	P.25
	⑦	被害を受けた児童生徒の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	青少年家庭課、義務教育課 高校教育課、特別支援教育課	P.25
	⑧	被害を受けた児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課、総務課私学振興室	P.25
	⑨	保健所における精神保健相談（再掲）	障害福祉課	P.26
	⑩	精神保健福祉センターにおける相談（再掲）	障害福祉課	P.26
	⑪	こころのSNS相談@いばらきによる相談（再掲）	障害福祉課	P.26
	⑫	いばらきこころのホットラインによる相談（再掲）	障害福祉課	P.26
	安全の確保【条例第11条】			
	⑬	ストーカー・DV被害者の安全確保や加害者への的確な対応	人身安全対策課	P.27
	⑭	児童虐待被害者等の一時保護	青少年家庭課	P.27
	⑮	DV被害者等の一時保護	青少年家庭課	P.27
	⑯	児童虐待の防止及び早期対応	人身安全対策課	P.27
	⑰	再被害防止措置の推進	人身安全対策課	P.27
⑱	暴力団による危害の未然防止	組織犯罪対策課	P.27	
⑲	納税関係の申請に対する的確な対応	税務課	P.27	
③ 損害回復・経済的支援	居住の安定等【条例第12条】			
	①	被害直後における居住場所の確保	警務課	P.28
	②	ストーカー・DV等被害者等への移転費用の公費負担	人身安全対策課	P.28
	③	県営住宅への優先入居等	住宅課	P.28
	④	一時保護後のケアと自立支援	青少年家庭課	P.28
	雇用の安定等【条例第13条】			
	⑤	「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携	生活文化課	P.29
	⑥	いばらき労働相談センターにおける相談（再掲）	労働政策課	P.29
	⑦	いばらき就職支援センターにおける就職相談・職業紹介（再掲）	労働政策課	P.29
	経済的負担の軽減【条例第14条】			
⑧	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担（再掲）	警務課	P.29	
⑨	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担（再掲）	生活文化課	P.29	
⑩	犯罪被害給付制度、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の運用	警務課	P.29	

重点 テーマ	施策名	担当課	ページ	
④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成	県民の理解の増進【条例第15条】			
	①	犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動	生活文化課、警務課	P.30
	②	犯罪被害者等を講師とした講演会の開催	警務課	P.30
	③	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	警務課	P.30
	④	子どもと保護者を対象とした非行防止教室	少年課	P.31
	⑤	高等学校等への出前講座	青少年家庭課	P.31
	⑥	人権啓発推進センターによる啓発活動	福祉政策課	P.31
	⑦	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	女性活躍・県民協働課	P.31
	⑧	児童虐待防止推進月間における啓発	青少年家庭課	P.31
	⑨	犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供（再掲）	生活文化課	P.31
	⑩	各種広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する啓発活動	警務課	P.31
	⑪	性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	生活文化課、警務課	P.31
	⑫	「安全なまちづくり推進会議」による関係機関・団体の連携（再掲）	生活文化課	P.32
	⑬	道徳教育の充実	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課	P.32
	⑭	学校における犯罪被害者等支援に関する教育	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 保健体育課、総務課私学振興室	P.32
	⑮	性に関する講演会等の開催	保健体育課	P.32
⑯	心の教育・人権教育の推進	総務課私学振興室	P.32	
性暴力被害者の特性に応じた支援	総合的な相談体制の整備等			
	①	性暴力被害者支援施策に係る総合的な情報提供	生活文化課	P.36
	②	性暴力被害者サポートネットワーク茨城における相談・支援	生活文化課、警務課	P.36
	③	犯罪被害者相談窓口による相談	生活文化課	P.36
	④	性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談	警務課	P.36
	⑤	警察における各種相談	警務課、県民安心センター	P.36
	⑥	女性相談センターにおける相談	青少年家庭課	P.37
	⑦	いばらき虐待ホットラインによる相談	青少年家庭課	P.37
	⑧	刑事手続等に関する情報提供	警務課、刑事総務課 人身安全対策課	P.37
	⑨	捜査状況に関する情報提供	警務課、刑事総務課 交通指導課	P.37
	⑩	犯罪被害者支援室によるカウンセリング及び相談	警務課	P.37
	⑪	スクールカウンセラーの配置・派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課、総務課私学振興室	P.37
	⑫	スクールソーシャルワーカーの派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課、総務課私学振興室	P.37
	⑬	スクールロイヤーの派遣	義務教育課、高校教育課 特別支援教育課	P.38
	⑭	教育委員会における相談及び情報提供	義務教育課	P.38
	⑮	医療費等及びカウンセリング費用の公費負担	警務課	P.38
	⑯	性暴力被害者サポートネットワーク茨城による性暴力被害者にかかる医療費の公費負担	生活文化課	P.38
	⑰	茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）	警務課	P.38
⑱	「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」における連携・協力	生活文化課、警務課	P.38	

重点 テーマ	施策名	担当課	ページ	
性暴力被害の特性に応じた支援	性暴力の根絶に資する総合的な教育等			
	⑲	「生命（いのち）の安全教育」等の推進	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課 保健体育課、総務課私学振興室	P.39
	⑳	性に関する講演会等の開催	保健体育課	P.39
	㉑	高等学校等への出前講座	青少年家庭課	P.39
	㉒	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	警務課	P.39
	㉓	子どもと保護者を対象とした非行防止教室	少年課	P.39
	性暴力の根絶に関する広報啓発等			
	㉔	性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報	生活文化課、警務課	P.40
	㉕	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における集中的な啓発	女性活躍・県民協働課	P.40
	㉖	児童虐待防止推進月間における啓発	青少年家庭課	P.40
	性暴力加害者から性暴力被害者を隔離するため必要がある場合における安全な居住の確保			
	㉗	被害直後における居住場所の確保	警務課	P.40
	㉘	ストーカー、DV等の被害者等への移転費用の公費負担	人身安全対策課	P.40
	㉙	児童虐待被害者等の一時保護	青少年家庭課	P.40
㉚	DV被害者等の一時保護	青少年家庭課	P.40	

6 茨城県犯罪被害者等支援計画用語集

本計画に掲載の犯罪被害者等支援に関する用語について解説します。

よみ	用語	解説
い	生命（いのち）の安全教育	児童生徒の発達段階や学校の状況に応じて行う、子どもたちを性暴力の当事者（加害者、被害者、傍観者）にしないための教育
	いのちの講演会	県内の中学校・高等学校において、犯罪被害者等が自らの体験談を語りかけ、犯罪被害者等への配慮や規範意識の向上を目的とした講演会
	命の大切さを学ぶ教室	県内高等学校等において、「犯罪被害者とならないために」など、若年層からの犯罪被害者等支援に関する意識の醸成を目的とした、警察職員による講話
	いばらき虐待ホットライン	児童の虐待に関する相談や通告を受ける24時間365日体制の相談窓口
	いばらきこころのホットライン	対人関係、家庭に関する悩みなど心の問題全般に関して相談を受ける電話相談窓口
	いばらき子どものSNS相談	県内の小中高等学校生を対象に、様々な不安や悩みの相談を受け付けるSNSによる相談窓口
	いばらき就職支援センター	県内に6カ所（水戸・日立・常陸太田・鉾田・土浦・筑西）にある茨城県が運営する無料職業紹介所
	いばらき被害者支援センター	県内唯一の「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けている犯罪被害者等の精神的支援等を目的とした団体
	いばらき労働相談センター	労働条件や賃金不払いなどの労働問題に関する相談を受け付ける労働相談窓口
え	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと

よみ	用語	解説
け	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」とも位置付けられている
こ	交通事故相談所	交通事故に関する賠償問題や示談の進め方などについて、助言指導を行う相談窓口
	国外犯罪被害弔慰金等支給制度	日本国外において行われた故意の犯罪被害により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族、障害が残った日本国民に対して弔慰金等を支給する制度
	こころのSNS相談@いばらき	心の不安や悩み等がある方からの相談を受け付けるSNSによる相談窓口
	子どもホットライン	子供たちが抱える様々な不安や悩みなどについて相談を受け付ける子ども専用の相談窓口
し	児童虐待	「児童虐待の防止等に関する法律」に規定されている保護者がその監護する児童について身体的、性的、心理的に虐待すること、又はその育児を放棄すること
	児童虐待防止推進月間	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、国が定めた児童虐待防止のための広報啓発活動を集中的に行う期間（毎年11月）
	児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県や政令指定都市等に設置され、原則18歳未満の児童に関する様々な相談（虐待、養護、障害、非行、育成など）や児童虐待の疑いに関する通報などを受け付ける児童福祉の専門行政機関
	女性相談センター	女性の抱える様々な問題（暴力、精神的問題、家庭的問題など）及びDVに関する相談を受け付ける機関
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間	女性に対する暴力（配偶者からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引など）の根絶に向けた意識啓発等の取組を一層強化することを目的として、国で定めた期間（毎年11/12～25）

よみ	用語	解説
し	人権啓発推進センター	県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発、人権教育及び人権擁護を総合的に推進する機関
す	スクールカウンセラー（SC）	児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有し、カウンセリングの手法により児童生徒の心のケアや保護者等へ助言をするなどの心理の専門家。
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	社会福祉等の専門的な知識・技術を有し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う福祉の専門家
	スクールロイヤー（SL）	学校におけるいじめ問題等の改善を図るため、法的側面から教職員等に助言等を行う弁護士
せ	精神保健福祉センター	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置され、心の悩みや病気に関する相談を受け付ける機関
	性に関する講演会	県内の小中高等学校生を対象に、性に関する正しい知識を習得させるとともに、「自分や他者を尊重し、相手を思いやる心」を育てることを目的として、産婦人科医等を講師とした講演会
	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	茨城県、茨城県警察、茨城県産婦人科医会、茨城県医師会及びいばらき被害者支援センターの5者から構成された性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援などの総合的な支援を行うネットワーク
て	DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者（事実婚も含む）や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
に	二次的被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者などの偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などにより、犯罪被害者等が受ける精神的苦痛、身体の不調など
は	犯罪等	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

よみ	用語	解説
は	犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族、身体に重傷病を負った被害者、障害が残った被害者に対して、社会の連携共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的被害、経済的負担の軽減を図ろうとする制度
は	犯罪被害者週間	犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等についての理解が深まるよう、犯罪被害者等に関する広報啓発を集中的に行う期間（毎年11/25～12/1）
	犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等がその受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるようにするための取組み
	犯罪被害者等支援早期援助団体	犯罪行為の発生後、速やかに犯罪被害者等の支援をすることにより、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるよう支援することを目的とする団体で、茨城県においては、公益社団法人いばらき被害者支援センターが茨城県公安委員会より、犯罪被害者等支援早期援助団体の指定を受けている
ひ	非行防止教室等	県内の小中高等学校等において、警察職員による薬物乱用、インターネットに潜む危険性や深夜はいかいなど非行全般の防止等についての講話
み	民間支援団体	犯罪被害者等支援早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体
わ	ワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後から医師による心身の治療、相談・カウンセリング等の心理的支援などの総合的な支援を行う機関で、茨城県では、性暴力被害者サポートネットワーク茨城をいう。

茨城県犯罪被害者等支援計画

茨城県県民生活環境部生活文化課

所在地：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

Tel : 029-301-2842 FAX : 029-301-2848

E-mail : seibun6@pref.ibaraki.lg.jp

URL : <https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/seibun/anzen/index.html>